

## 第16回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成12年11月13日(月)

午後1時30分から

場 所 ホテルカントリー清水 2階「富士」

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 清水市長 宮城島 弘 正

### 3 報告事項(監査委員の変更)

### 4 協 議

- (1) 基本項目の協議(合併の期日等)
- (2) 新市建設計画策定に向けた確認事項
- (3) 部会設置について
- (4) 政令指定都市問題協議の進め方
- (5) その他

### 5 閉 会

## 開 会

事務局 本日は大変お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。ただいまより第 16 回静岡市・清水市合併協議会を開催いたします。

なお、本日の傍聴者は報道 14 社 31 人、市議会議員 26 人、一般傍聴 108 人、計 165 人となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長であります宮城島弘正清水市長よりごあいさつを申し上げます。

### 会長あいさつ

会長（宮城島弘正清水市長） 司会からもお話がありましたが、皆様方には大変お忙しい中御参会、まことに御苦勞様でございます。またありがとうございます。

本日で 16 回目を迎えることとなりますこの協議会でございますが、前回の協議会のときに、10 月にできればもう一度というふうな御意見もございました。しかしながら、これにつきましては事務局でいろいろと調整をしていただいたわけでございますが、我々も日程を持ち、議会等の関係もこれあり、なかなか開催日を決める都合がつかないというふうなことになります、当初の予定どおりの開催となったということについて、御理解をいただきたいと、このように思います。

それから、前回話題になりました政令指定都市問題というふうなことでございますが、これについての協議は、本日最後の協議項目として挙げさせていただいておりますので、これについても御理解をいただきたいと思っております。

前回の協議会のときに、今後の協議手順でありますとか、スケジュールなどについて、予定どおりの項目が決定をいたしましたわけございまして、第 2 期におきます最も基本的な合併の方式につきましても、対等合併というふうなことで、皆さんで決定をしていただいたわけでございます。

きょうからいよいよ、まだまだ基本的な項目、そしてまたたくさんの協議項目などが予定をされている第 2 期協議でございますが、前回の協議においていいスタートが切れたというふうにも思われますが、本日につきましても、いよいよ合併の、仮ということではあります、期日の決定などについて、皆様方に御意見をいただくこととなります。委員皆様方の闊達な御意見をいただいて、実りある協議会の運営に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます次第でございます。

事務局 それでは早速会議に入らせていただきます。報道関係の方々には定位置へお戻りいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお本日の会議は、委員 39 名中 37 名の出席をいただいております。規約第 10 条第 1 項の規定による委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしております。

会議に先立ちまして委員の皆様にお願いがございます。傍聴者の方々から、発言している委員がだれなのかわからないというようなことで、発言の前に必ず名前を言ってほしい

というような要望が出されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また議事録作成のためにも、委員の皆様、御面倒でも御意見、御発言の際には、お名前をおっしゃっていただくということで、お願ひしたいと思います。

本日の議事日程はお手元に配付してございます会議次第に従いまして進めてまいります。また議事進行は規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、会長が議長となつて行ふこととなつておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

#### 報告事項

議長 それでは、まず初めに事務局から報告事項がございますので、事務局からの報告を受けたいと思います。

事務局 監査委員の選任につきまして事務局より御報告いたします。

清水市代表監査委員であります國持圭吾氏が平成 12 年 10 月 4 日任期満了となりましたので、國持氏にかわりまして朝倉隆彌氏が選任されました。したがひまして、今後は静岡市代表監査委員の松下様とともに、当協議会の監査をお願いすることになります。

以上、報告を終わります。

#### 基本項目(合併の期日)の説明

議長 それでは協議に入ります前に、本日の協議事項をまず御確認をいただきたいと思ひます。

前回決定した基本項目の協議順序に基づき、合併の期日から御協議をお願ひしたいと思います。この基本項目は、すべてが重要な項目であります、十分な御協議をお願ひしていくこととしたいと思ひます。

それから、新市建設計画に向けた確認事項の協議、新市建設計画にかかわる部会設置についての協議、政令指定都市問題についての進め方の協議、それぞれの項目に關連な御意見を頂戴したいと思つております。今申し上げましたようなことで、早速協議に入りたいと思ひます。

最初に、基本項目のうち、合併の期日についてを議題とさせていただきます、まず事務局からこの件について説明をお願ひしたいと思います。事務局、お願ひします。

事務局 それでは、合併の期日について説明をさせていただきます。

資料の 2 ページをお開きいただきたいと思ひます。一番左になりますけれども、留意事項の初めといたしまして、特例法の有効期限を掲げさせていただきました。この特例法につきましては、御案内のとおり、昭和 40 年に市町村の合併の特例に關する時限法として施行されまして、その目的とするところは、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、合併についての関係法令の特例その他の必要な措置を定めたものでございます。

この法律は、平成 7 年、平成 11 年に地方制度調査会の答申や、地方分権推進計画を踏まえて改正され、そしてまたその中で期限の延長もなされました。改正内容といたしましては、備考欄を見ていただきますとありますように、議員の定数・在任特例、地方税の不

均一課税、それから地方交付税の額の算定の特例、地方債についての特例、これらが主なものでございます。これらの特例を適用するかどうかは、今後、協議されていく特例項目、それからすり合わせが必要な項目、新市建設計画などに大きな影響を及ぼすものであります。この法律の有効期限は平成 17 年 3 月 31 日までとなっております。

次に 2 番目といたしまして、市町村建設計画の計画期間及び財政計画の算定基準日を掲げさせていただきます。これは協議資料の 11 ページをご覧くださいと思います。市町村建設計画策定に向けた確認事項ということで、市町村建設計画の策定の基本方針を考える前段階におきまして、事務局から、いわゆるたたき台として提示させていただきます。

この 2 番として計画期間を掲げさせていただきます。第 14 回の協議会におきまして、1 期に策定されました新市ランドデザインを、おおむね 30 年から 40 年先を見据えた構想、基本計画とすれば、この新市建設計画をその実施計画に相当するものと説明させていただきます。

さらに、この計画期間の目安といたしまして、平成 7 年、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律等の施行についての自治事務次官通知、これによりますれば、市町村建設計画の内容については、5 年から 10 年を期間とするとされておりまして、そうしたことから期間を 10 年程度に設定したらどうかというたたき台を示させていただきました。

また、当然のことといたしまして、計画の実効性を裏づけます財政計画につきましても、この計画期間内の財政計画を作成することとなっております。このようなことから、合併の期日は、市町村の建設計画、財政計画の計画期間の始期として必要となるものであります。

また、2 ページに戻りますけれども、次に左の方の 3 番目になります。各種事務事業のすり合わせ基準日であります。これは合併の期日が、現在、両市が実施しております事務事業をいつから統合、再編、廃止できるのかの基準日としての意味を持つものでございます。

また、これに関連いたしまして、4 番目の各種事務事業のすり合わせは、第 1 期に実施してまいりました両市行政実態把握調査に基づき、1,900 項目を超える事務事業について、差違のあるものなどの把握に努めてまいりました。現在、制度・政策・目的、また基準・ソフト、サービス・給付水準、補助金・交付金、また使用料、中核市事務等のリストアップを行い、行政実務ヒアリングに移行すべく、準備を進めているところでございます。今後、こうした事務事業等の取り扱いについて、合併の是非判断上、必要な事項について具体的な協議を行っていただく予定でございます。

また、第 15 回合併協議会で配付いたしました鹿嶋市、あきる野市の新市建設計画・合併協定書の先例事例にございますように、それぞれの項目の基本的な方針、施策に加え、これらのうちで市民生活に直接関わる重要な事務事業について、合併の期日までにすり合

わせをしていただきます。

それから次に、5番目に市民、団体、企業等への周知、準備期間であります。これは、市の名称を例えにとりますと、市の名称が変わりますと、当然、市民の戸籍、住所などが変わり、そのための準備が必要となります。周知の範囲につきましても、静岡市・清水市には世界的な企業の集積がございまして、国内のみならず国際的にも、その変更内容についての周知期間が必要なものと考えられます。

さらに、福祉制度、教育制度など市民生活に密接に関係する各種事務事業の取り扱いに変更があるとなれば、例えばゴミの収集方法が変わる場合におきましては、自治会・町内会等の協力のもと、市民に周知徹底を図る広報活動、収集ステーションなど、あらかじめ準備する期間が必要となってまいります。

次に6番目といたしまして、国県等の法定手続期間でございます。これは、合併協議会が仮に合併を是とした場合、合併協議会の役割は終了し、両市が所定の手続を行っていくこととなります。まず、地方自治法第7条第1項及び第5項に基づき、静岡・清水両市議会の議決を経て、静岡県知事に合併申請を行います。静岡県知事は、地方自治法第7条第1項及び第2項に基づき、あらかじめ自治大臣に協議し、この申請に基づき県議会の議決を経て、両市の合併を定めることとなります。

引き続き、県知事は、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければなりません。さらに、自治大臣は、地方自治法第7条第6項及び第7項に基づき、この届け出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとされ、この国に係わる事務の標準処理期間といたしまして、地方自治法第7条第2項に係る市の廃置分合についての同意に係る標準処理期間を、おおむね3か月必要であるとされておりまして、

次に最近の先進事例につきまして、住民発議に基づく合併事例ではございませんが、あきる野市が、平成6年9月28日に合併協議会を設置し、翌年の平成7年9月1日に合併をしております。また、西東京市とさいたま市はご覧のとおり予定だと伺っているところでございます。

続きまして資料の3ページをお開きいただきたいと思います。前回の合併協議会でお話がありましたが、今後の各種選挙についての任期満了時期調べでございます。縦軸に首長、議員の区分、横軸にそれぞれの年度を表示してございます。まず市長選につきましては、清水市長が平成13年8月、静岡市長選が平成14年8月、それから特例項目と関連いたしますが、両市市会議員、県会議員選挙が平成15年4月となっております。なお、この間に平成13年7月に静岡県知事選挙、参議院選挙などもございます。

以上、大変長くなりましたけれども、合併の期日について資料説明させていただきました。

議長 ただいま事務局から、合併の期日を御協議いただく上で参考としての御報告がございましたが、特例法の適用期限ですとか、市民の皆様にも周知及び合併に向けた準備期間、

また今後検討いたします新市の建設計画の計画期間など、多岐にかかわりが生じてまいりますことから、十分な協議が必要だと感じております。委員の皆様の御意見、御質問をいただき、協議を進めたいと思いますが、今後新市の建設計画を策定するについては、期日、新しい事務所の位置や、すり合わせ項目について協議していくことが必要であると考えております。

本日は、まず合併するとすればということでございますが、合併期日についての御協議をしていただきたいと思います。皆様方の御質問や御意見をいただきたいと思います。どうぞ。

#### 基本項目(合併の期日)の協議(1)

吉岡秀規委員(清水地域労働者福祉協議会会長) 清水地域労福協の吉岡でございます。まず初めに、11月7日の日に静岡新聞で、私たちもびっくりしたんですけれども、「自民党の清水市議団が15年4月1日を合併期日と確認」という、こういう記事が出たわけです。前回の合併の方式についても同様のことがあったわけなんですけれども、まず恐らくこの話が出てくるとは思いますけれども、事実の確認をしたいと思うんですが、この記事によりますと、清水市議会最大会派の自民党市議団は6日までに、合併期日は平成15年4月1日とすることを確認したと。それから同様に、静岡市議会でも過半数を制する自民党2会派も15年でまとまっていると云々。

そして、その15年4月1日を確認したその理由について、2期協議が終わる14年3月末からさらに3年も後ろ倒しにする必要があるのか。もう一つは、現議員が任期中に責任を全うするために15年を目指すと、こういう記事の趣旨なんですけれども、この静岡新聞で紹介されたこの内容について、これが事実であるかどうかのまず確認を、それぞれ清水、それから静岡の自民党市議団の方にお聞きをしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいいたします。

議長 今の質問は、事務局じゃなくてということですから、どうでしょう。清水の自民党の議員団のどなたか、それから静岡の自民党の議員団のどなたかにお答えをいただくことができればありがたいと思いますが。清水の方は青木委員さん、お願いします。

青木一男委員(清水市議会議員) 清水側委員の青木一男です。よろしくお願いいいたします。ただいまの御質問にもお答えさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず合併の期日についての所見を述べさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。合併の期日は、2期協議の中で、合併方式とともに、特に重要な基本項目の1つだと思っております。仮に合併をすとしたならば、合併協議会の最大の仕事は、やっぱり合併の是非を判断する新市建設計画の策定であります。

合併特例法では、合併後の事業に、元利償還金の交付税措置が厚い有利な地方債の発行として認められる事実もあります。こうした優遇措置も国に提出する新市建設計画が上げられないと適用されません。具体的な建設計画のこういった計画を挙げていくということは、合併協に課せられた大事な使命であろうかと思っております。合併の期日が決まらな

いと、やっぱり建設計画への作業は着手できないと思っております。

合併の期日は先送りするわけには、私はどうしてもいかないと思っておりますし、また合併の期日はできる限り早く、かつ無理のない合併特例対象事項を生かす時期が大事だと思っております。それが両市民にとって、より合併のメリットとなって享受することになるかと思っております。

そこで、合併協の2期協議スケジュールでございますが、14年の3月までには新市の建設計画が作成されまして、両市民、議会にも公表されます。合併の是非の判断材料が示されるわけでございます。こうしたことは、合併協議会発足後4年を経過することにもなります。

先ほど事務局からもお話がございましたけれども、例として今回の資料にも挙げてありますね。合併協設置から数えて、あきる野市は1年後、西東京市は3年後、さいたま市は3年4か月後でございます。合併協が最終的に合併すべきと判断したとしても、両市議会の議決、県知事への廃置分合申請、県議会の議決の必要、また自治大臣が合併の届け出を受けてから告示するまでの法定手続等、スケジュール的に14年度の合併は時間的に大変厳しいと思われまます。

そこで、この合併協が設置されました当初の両市議会議員が任期中、責任を全うするために、また最終的な合併の可否、議決に現職の議員が責任を持つ、政治的、道義的責務がありますこと。なおかつ、合併特例事項を生かせる最適な時期を選ぶこととなりますと、平成15年の4月1日ということになります。

期限立法の合併特例法の期限の切れる17年でもいいのではないかという慎重な意見もございしますが、私自身、余りにも無責任のようにも思われまますと感じております。14年3月、それから3年も後ずさりのような必要性は、私はないと思っております。

既にマスコミ紙で、私たち清水市自民党市議団の姿勢につきましては報道されております。あらゆる分野におきまして、情報開示が叫ばれておりますときに、このような中でこうした報道は、私は市民へより理解を深める伝達手段としては、大変ありがたく受けとめております。理解を深めることが早くなるということです。私は清水市自民党市議団の意向を踏まえての発言とさせていただきます。

本年も余すところ50日足らずです。新たなミレニアム、輝かしい21世紀を迎えるに当たりまして、より両市の発展、新市の誕生を願った皆様の前向きな建設的な御意見をお伺いを逆にしたいと思います。以上です。

議長 静岡の方、剣持委員さん、お願いします。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の自民党議員団関係3名おりますけれども、私から代表して、もし補足があれば次の方をお願いしたいと思っておりますが、私どもとしては、1期協議、平成11年、12年で、すばらしいグランドデザインが完成しました。で、その後を受けての2期協議、少なくとも12年、13年度末には、一応の合併の是非を含めた最終的な決断をするということで、2期協議に入っていることも、我々承知をいたして

おります。

その上で今回、自民党議員団としても、我々代表でこの合併協議会の場に参画させてもらっておりますので、個人的な意見というよりも、一応会派の皆さんの意見を聞いた上で、最終的な合併期日は15年4月1日が一番適切ではないかという判断の中で、きょうもしそういう意見が必要あらばということであれば、当然述べるつもりでいたのであります。

私どもとしては15年、市議会議員選挙、統一地方選挙があるわけですが、市長選挙とか市議会選挙は、あくまでも選挙であって、それを基準とした考え方で合併論議をしているわけではありません。少なくとも2期協議は2年度でおおむね協議が終わる。すり合わせも事務当局には大変ではありますが、そのすり合わせは努力してほしいということで、我々は考えておりますし、少なくとも4年、県議会の同意等も含めると、合わせて5年かかるわけですね。

先ほどの清水の方の青木さんの意見との重複は避けますので、少なくとももう13年度末でも5年を経過する、そういったことを考えていきますと、2期協議の13年度末、県議会の同意を得るには15年4月1日あたり、あるいは15年の1月1日でも私は構わないと思っておりますが、少なくともそういうことで、その辺が適切だろうということで述べさせていただきます。以上です。

議長 吉岡委員さん、今の答えでよろしいですか。

吉岡委員 青木委員の方からお話がありましたように、期日を挙げていくことは、合併協の任務であると、責務であると、こういうお話がありましたけれども、私はそのとおりだというふうに思うわけです。しかし合併協の中でこれは決めていくことであって、自民党さんが決めたことを、それはその中で決めればよいことであって、ほかの会派でもいろいろ議論を恐らくしているんだらうと思うんですね。ほかの会派さんからはそういうふうなニュースはあえて出ていないと。

そういう中で青木さんは、情報開示することによって市民の理解を深めるんだと、こういうお話があったんですけれども、実は私のところは、第2期の初めに話をさせていただきましたように、第1期の協議会を通して、うちの労働者福祉協議会、あるいは連合の組織の中で、どうなんですかという、こういうアンケートをとったところが、半数がよくわからないと、こういうふうな意見で、よくわからないでは結論が出せないわけですし、なぜよくわからないのか、いろいろ調べてみますと、合併協の1期のまとめの意見の中で、それぞれの委員の皆さんが最終的な意見をおっしゃっているわけです。

静岡の委員の皆さん13人の中の10人の方が、もっと具体的にしないと、それはなかなか答えを出せないと。そして賛成なさっている方が2人、反対の方が1人、清水側が同じ13人の方が答えて、やはりもっと具体的にすべきだという方が12人、賛成の方がゼロ、反対が1人なわけです。そうすると、もっと具体的にじゃ何を調べればいいのかということ、実は私のところでは調べ上げて、今吸い上げをしているわけですね。



その作業の最中にそういう新聞記事がぼんと出るものですから、今度不信感が出てくるわけです。何だ、あなたは意見を求めながら、もう決まっちゃったじゃないかと、こういう理解の深め方を、誤解される方がいるということに対しては、やはり私はこの合併協議会という、こういう公式な機関があるわけですから、この中で十二分に議論をすべきではないのかなと。

私は別に合併することに反対であって、こういうことを言っているわけでもないし、賛成だと言っているわけでもないわけです。個人の意見はありますけれども、組織としてどうなのかということ判断材料を皆さんに提起しなきゃいけない。その中で私たち今 47 項目まで挙げて、その答えをこの中で導き出して、皆さんにフィードバックして、そして結論を持って、この場で最終的には私どもの組織の判断を出していくと、こういう観点に立っておりますので、ぜひそんな形で、私は今後もお願いをしたいなというふうに思うわけです。以上です。

議長 鈴木委員の方で、先ほどの補足があるようですから。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の自民党の葵会の方から出ています鈴木です。静岡は自民党が2つありますので、事情があって誠に申しわけないですが、剣持さんの代表された意見で、全く変わりはありませんけれども、私ども葵会も、この会に臨むに当たっては、個人の意見ではなくて、会派の意見の総意を取りまとめて、その都度その都度この会に出てきているわけですね。

ですから、私は青木さんが自民党の議員団の中でいろんな会合を持って決めてきたというのは、別に間違いでもなければ何でもないとと思うんですね。そういうことをやっぱり自分の立場の中でしっかり皆さんの総意をまとめて、この会に臨んでくるというのは、私は責任ある態度だと思っています。

ですから、吉岡さんが静岡の自民党に対しても、青木さんに対しても御意見が、これは御意見ですから、あっても構いませんけれども、私は静岡の自民党の葵会の鈴木という立場を代表した意見をいつもまとめて、この会に臨んでおりますので、誤解がないように。これが総意として合併協の中で決まったというじゃなくて、私はそういうものを持ってここに来ていると、責任ある態度だというふうに私は思いますので、よろしく願いいたします。

吉岡委員 私が言っているのは、会派としてまとめることがいけないと言っているわけではないわけですし、それをやるのは当然のことでありまして、そういうふうなものをこういう公式の場の前に新聞発表するという、こういうことはいかななものかと、こういうことを言っているわけですね。

青木委員 ただいま吉岡委員から、公式発表することはちょっと控えるべきじゃないかと。合併協議会というのがあるにもかかわらず、そこではっきり審議するんだから、その前にという御意見なんですけれども、私ども別に公式発表した覚えは決してありません。

ただ言えますことは、私もバック団として自民党市議団がありますから、秘密会議とい

うのは嫌いな方です。何でも公にどこへ漏れてもいいじゃないかというのが、私どもの考え方です。私個人じゃなくて、これは自民党市議団の一致した考えで、皆さんの 14 名の委員、1人1人の御意見をいただいた中で、意見集約をして、きょう挑んだつもりであります。

新聞報道されたのも、私は公式発表したことは一度もないです。それはやっぱり報道機関というのは、それなりの情報を持っていますから、どういった形で新聞報道されようと、それなりにいい方へ理解した方が私はいいと思っております。間違ったことは1つも報道されてないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の市議会の井上でございます。今、剣持委員の方からお言葉がありましたが、私の方は静岡合併研究会という会の座長として、一言申し上げます。

今のように毎日新聞でしたか、静岡新聞もそうですが、いろいろのことを検討して、15年がいい、16年、17年とか、いろいろ検討した。これは手前どもの議事録に載っておりますが、いろいろ検討してどれがいいという、その中では100%平成15年の4月がいいということではございません。100%いいというのは民主主義じゃないということで、必ずその中に反対があっても、なるほどなということで理解をいただく、それが平成15年4月1日。

それをなぜそうなったかというお話をちょっと申し上げますと、合併特例法の中の第3条、そこに協議会の設置をするんだよということの中に、建設計画をつくるんだよということが書いてありまして、なおかつ5条を読んでいきますと、5条の第2項には、建設を総合かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともにというような、こういうたい文句がございまして、できるなら13年の3月末に是非が決まったと同時にという意見もありましたが、これは今、事務局の方の説明のとおり、大変無理があるということで、じゃ大変かもしれないですが、1年間ですり合わせを何とかしてくれないかという、そういう願いをしたら、できるんじゃないかと、こういうことで15年の4月という数字が出てきた。

そんなふうな研究会を持っておりまして、報道の方にも、事あるごとに、どんなことが決まりましたかということがありますれば、隠し立てなし、説明申し上げております。ただ、記事にすることにつきましては、非常に微妙な時期でございますので、お気を使って書いてくださいという、きょうも大勢お見えになっているかと思いますが、そんなことをお願いしております。以上です。

議長 新聞報道の今問題提起があって、期日についての御意見も相当出されておりますけれども、改めて皆さん方の御意見を伺いたいと思います。

林 のぶ委員（静岡市教育委員会委員） 静岡の林でございます。合併協議会が合併を是とする結論を出したのなら、市民ができるだけ早く合併のメリットを享受できるようにすべきだというふうに私は思っております。現在やっていることは、子供たちの未来のため

めに考えてやっているというふうに、この協議会の意味を私自身は感じております。以上です。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 清水市の太田貴美子でございます。ただいま議員さんの方から、15年という期日のお考えが出ておりますが、今私どもがやっています合併協議会は、もう両市合併が決まった上でできた合併協議会とは性質が異なります。

もともとこの合併協議会ができましたのは、公の場で、まちづくりの選択肢の1つとして、この合併ということがいいかどうかという是非判断をしようということで、発足してできた協議会でございます。その第1期の判断で、まだ市民の皆さんがわかりにくい。これだけのグランドデザインを出されても、まだ何とも返事はできない、答えが出せないということで、それでしたら第2期に入りますと、新市建設計画もできますし、新市の名称、期日などもはっきりしてきますから、そこで改めて市民の皆様はその意向を把握しまして、それで最終的に14年3月で合併の是非判断をしようという、そういうことで、決して合併が決まってからできた合併協議会とは性質が異なります。そこが何か大変ちょっともう紛らわしくなってきた、混同してきちゃっているような感じが私はいたします。

新聞の報道なんかでも、あたかもそういう都市の合併協議会であるかのように、ちょっとすり違えてとられているところが、多分にあるように思われますので、そこをしっかりと私どもはこの協議会のメンバーとして、もう一度自分の置かれた立場を確認しなきゃいけないと思っています。

そういう意味でいきますと、14年の3月までに新市建設計画というものをつくって、そして十分に市民にそれを説明し、またその意向も把握しましてから結論をして、判断を下さなければなりません。そういう意味で、それができました段階で、初めて今度は両市の市議会を通して、いよいよ、もしこれが仮に合併と決まった場合でも、そこから初めて合併ということで本格的になるわけですから、そこでやはり市民が円滑に市民生活をしていきますための十分なすり合わせ期間とか、準備期間とか、また民間団体におきまして、それなりの調整期間というものは必ず必要になります。それは1年では絶対無理でございます。やはり2、3年の準備期間があって、そこで民間の組織でありまして、お互いに両者歩み寄ったいろんな試行を行うと思いますので、その期間は十分にとりましてからの合併で十分だと思っております。

しかし、ただこれは先ほども話題に出ましたように、合併特例適用期限というのがございまして、それが17年3月でございます。ですから、やはりその期限内に行わなければいけないとは思っておりますが、何もその合併の是非判断が出た翌年に、もうすぐ合併という、それほど性急にすべき問題ではないと思っています。もっと市民感情も十分に考慮して、そして円滑な、ぎくしゃくしない、もう両市しこりを残さない、円滑な気持ちのいいスタートができるような、そういうところに期日を持っていくべきだと思っております。

もう1つ加えて、議員さんには何か申しわけございませんが、議員さんのお考えの中には、議員の特例法が大分影響しているというようなことも、ちょっと伺っております。

が、この合併の期日は、もう市長の任期だとか、議員さんの任期とか、それによる特例法とか、そんなことで左右されて結論出すべき問題ではないと考えております。まず市民生活を第一に考えて決めるべきで、そのところをよく議員さんには、申しわけございませんが、御理解いただきたいと思えます。

松浦徳久委員（静岡市社会福祉協議会会長） 静岡の松浦でございます。今、太田委員さんのお話を伺っていて思ったことですが、誤解もあるかもしれませんが、私は今のお話の中で、ここ来年度の終わりまでに、いろいろな協議をして、建設の具体的なものを持ち上げていくわけですね。

私は社会福祉協議会の会長なんですが、実は本職は医者でございます、清水と静岡の医師会でも、もう今の段階から、もしそうなったらどうしようかというような話し合いをぼつぼつやっているわけですね。そういうようなことが恐らく各種団体でも、ぼつぼつ話題にのってきているんじゃないかと思えます。

これを今ここで仮に合併の期日を決めようということで、それを目途にして建設計画をやっつけようということでございますので、これをまずと先にしますと、何か間延びがしちゃいまして、一向にピッチが上がらず、市民の皆さんにいろいろ話し合いをするにしても、余り15年にしても17年にしても、時間をたくさんかけても同じじゃないかという感じがいたしますので、少しある期限をやっぱり切るのに、平成15年の4月を1つの期日と仮に決めまして、それに向かったの建設計画、その中でやっていく間に、各種団体もいろいろな話し合いがどんどん行くんじゃないかと思えますので、余り先に延ばすのはちょっとという感じを思っておりますので、市民の1人としてお話をさせていただきました。

それから、先ほど吉岡さんがちょっとお話、前へ戻して申しわけないんですが、新聞に出た記事につきましては、私は、合併協の前に清水市議会の中の自民党の会派の方が決めたということに対しては、一委員としても、やはりそういう報道は知りたいですね。やっぱり今の時代ですから、これを吉岡さんのお話のように、合併協があるのに、何でそんなにというようなことを先に言われては、先に決まっちゃったように思うという、そんなような感じは、私は全く受け取らなかったということをお話しさせていただきます。終わりです。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 清水の村上でございます。同じく清水の太田委員から、17年の3月というようなお話が出ましたので、私は商工会議所を代表する立場として、一応反論をいたします。

私は15年の3月が適当であろうというふうに思います。それを申し上げるのは、先ほど太田委員さんが、我々協議会は、清水側の考え方としては、これは合併推進ではないというふうにおっしゃいまして、そういう合意がある程度清水の委員の間にあることは、これは事実です。しかしながら、だからといって、我々自身に合併の決定の是非をする権限が与えられているわけではないということも、清水側委員はこれは全部確認済みです。

この問題は、どちらにせよ、最終的には両市の議会が決定することでありまして、協議会委員がやるべき仕事は、市民の意向をできるだけ尊重した、市民の皆さんに御理解をいただき、御納得をいただけるプランを、できるだけ完璧に仕上げることが、委員会の委員に与えられた義務です。

そのために、我々はできるだけこの時代の流れに合わせて、可及的速やかにそれを行わなくてはならない立場にありまして、それを 17 年 3 月という、今から 5 年も先の話をしていただければ、協議会委員としての役目はとても果たせない。それは我々自身が我々の怠慢を告白するようなものだというふうに私は考えます。

そういう意味で、過去のある野市とか、そういうところの例を見ましても、4 年、5 年かかったケースはありませんし、努力すれば、これはできる問題なんだろうというふうに思いますので、15 年 3 月ということ清水商工会議所のコンセンサスとして申し上げたいと思います。以上です。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水の西ヶ谷です。私、先ほど吉岡さんの方から出されております点で、少し発言したいんですが、同時に、静岡の皆さん方にも議会の側の皆さんにお聞きをしたいというようなことで、発言したいというふうに思います。

それはなぜかといいますと、私はこの新聞記事を非常に興味を持って見させていただいています。同時に、清水の市民の中から、非常に大きないろんな点での意見が出されておりますので、私は期日の協議に入る前に、どうしても確認をしておきたいということでお伺いしたいんですが、期日の問題については、吉岡さんからお話がありまして、各自民主党の両市の委員の皆さんからお話がありました。

それと連動する問題として、その次の問題があるわけでありまして、清水側が 17 年に固執した場合は、合併を白紙に戻す覚悟で臨むというようなことが、先ほど井上さんのお話でいきますと、注意を払って書いてくれよということでお話をしたという話のようですが、こういうことが自民党さんを中心とした会派から、各会派から出ているということが書かれているわけですね。

先ほど井上さんの話だと、そういうお話をしたというふうに私は受けとめるわけでありましてけれども、これでいきますと、合併協が協議をする前にこのお話が出るわけです。我々の方からいきますと、ある意味でこれは恫喝されているというふうに、制限されているわけです。というように受けとめざるを得ない問題になるわけです。市民の方でも、清水の委員の人たちは、こういうことを言われていいのかやと、こういうお話が出てきているわけですよ。

私はそういう意味では、本意ではないと思いますけれども、静岡の皆さん方の各会派の、自民党中心と書いてありますから、ほかの会派の方がこういうお話をしたのかどうか、私はわかりませんので、伺っておきたい。そうでなければ、協議に入れません、これ。

議長 今の西ヶ谷委員さんのことについて、静岡の自民党さんの方で何かございますか。コメントを。

井上委員 静岡の井上です。先ほども申し上げましたように、包みなくすべて 17 年がいいと言った方もおります。もう紛糾したらどうしようかという、西ヶ谷委員さんのようなお話の意見もございました。すべてを包みなく申し上げておりますので、書く方が、新聞社の方がおもしろおかしく書かれると、当然そういうようになってしまいますが、気をつけて書いてくださいよということをお願いしておりますので、書き過ぎということでしたら、代表して私が陳謝いたします。以上です。

議長 ということで。鈴木委員さん、何か。

鈴木委員 あんまり答えるような問題でもないと思いますけれども、特にということですから、自民党の葵会としては 15 年の 4 月 1 日、もう 2 年間、我々の任期の中で役目を果たして、そして 1 年間あれば、十分合併の期日まで間に合うということで 4 月 1 日。17 年の問題が出たときに白紙ということは、私の会派では出ておりません。

岩ヶ谷至彦委員（静岡市議会議員） 静岡の公明党の岩ヶ谷でございます。ただいまの西ヶ谷さんの問いに対して、公明党として意見を述べさせていただきます。

私たち公明党は、静岡は 6 人おります。清水と一緒に協議をしたこともございますけれども、きょうの段階までの中では、一定のお互いの確認はとりました。その確認は、静岡合併について基本的に異存はないということは確認をとっております。

そしてなお、きょうの問題になっている新聞の記事に対しまして、片平委員の方から私の方に電話もございましたし、私もこれについて、きょうの会議がもしかすると、この話でもって 1 時間はかかっちゃうじゃないかなと。そうしますと、あとの残っている問題は多分だめでしょうねという話もさせていただきました。実際にここへ来ましたら、案の定、そのとおりですね。

結局、私たちは今その自民党さんの問題を取り上げるのか、それに対して、今の新聞報道よりも、新聞報道を自分たちが理解をした上で、その次へ、合併協議会の中味を論議するのか、その辺の確認も 1 つ必要なんですけれども、まずその前に公明党としましては、ほかの会派と話をし合ったことはございませんが、平成 15 年の 3 月、このときに合併はよからうというふうに話し合っております。

その結論としましては、前々から申しましたように、2 年間の第 2 期の協議を済ませた後、建設計画をつくり上げ、そして県の方にも上げて、そして自治大臣の認証も得て返ってくるこの結果を求めるということから考えますと、少なからず 13 年に合併の自分たちの期限を切って、それで 15 年までの 2 か年の間に、それぞれの立場の中でもって合併協を完成させる、こういうのが私たちの考えでありますので、私たちは平成 15 年の 4 月 1 日、この日でもってよからうということで話をさせていただきました。以上でございます。

#### 基本項目(合併の期日)の協議(2)

議長 大分具体的な御意見が出ておりますが、濱崎委員さん。

濱崎岩雄委員（清水市自治会連合会会長） 大変次元の違ったことを申し上げて何ですけども、私は、またむしろ皆様方が言われている、非常に自民党さんが言われているこ

とを理解して、こういうことなんだという、プレスのいろんなことについても、そういう理解もございますけれども、一番心配していることは、この期限、期日ということの中で、市民がどれだけわかっているんだろうかなということが一番心配しております。

今の時点ですと、こういう流れの中で、そういう発言ですよと断定していいのかなということ、まず一番最初心配するんですが、それはどういうことかといいますと、ほとんどわからないという人が大半じゃないのかな。静岡市さんの場合には、やはり非常に大局的に大きく、やはり大きいまちだけに、そういうことを理解をしているよりも、やはりわからなくていいんじゃないかと。先生方がみんなやってくれているんだから、ありがとうということで考えていることに思えば、それもまたむべなるかなだと思んですが、私たちの中では、かつてのことの中でいろいろ考えていったときに、果たしてこのままストレートにそうやって受け取っていいのかなということ、まず考えてしまいます。

通常、いろんなところの団体に聞いてみますと、ほとんどがわからないという言葉が返ってくるんですね。2期目に入るときの話というのは、どういうことから2期目に入ったかということ、このまま4万が署名したものを切ってしまうというのは、非常に失礼だろうと。切るべきではない。ですから、2期目に入ってもう少し検討しましょうという、先ほどの私どもの合併の条件が、他都市と違う合併の問題が1つあるわけですが、そんな中でいきますと、市民が知らないところで、「何、あんた今ごろそんなこと言っているけど、もう決まったじゃん」と、こうやってやられると、こういうせりふがどこかで出ましたけれども、それが一番返事に困るわけですね。皆さん方に私ども教われば、ああ、そうか、そういうことかというんですが、事をそのままで行っていいのかな。

ですから、私たちは期限が15年の4月、17年4月と出るんだったら、理解をもう少ししてもらったらどうだなということを考えている方の1人でございます。説明するのがうまい先生方だから、そういうことを簡単に言えるかもしれないですが、聞いたときに、突き付けられるものは、これを見れば「もうあんたは知らない、何しているの」ということになりかねないのが一番困るんです。で、困るということでやっていいのかどうかという話が出てしまうものですから、一応その辺のニュアンスを報告させていただきたい。以上です。

また改めて、ほかに具体的にそれぞれの方々からお聞きしたようなものを出すこともできるんだろうと思うんですが、以上、ちょっと今までの皆さんの中で、両方おっしゃっていることは1つも間違っていないんだけど、困るなというふうに思いながら、じゃ市民はどこへ行くんだと。市民の皆さんも、みんなちゃんとしているよというんだったら、私はそれについてとやかく言う必要はありません。

議長 西ヶ谷委員さん、もう一度何かあるようですから。

西ヶ谷委員 途中の話になっておりましたので、引き続いて石津さんと佐野さんですか、お聞きしたいことと含めて、今の静岡市の公明党のお話を聞きますと、この15年の4月の1日という態度だよと、これはわかりましたけれども、私が言っているのはちょっと違

いまして、清水側が 17 年で主張して、ある意味で妥協しなければ白紙に戻すんだよと、こういうことを書いているわけです。そういうことはないというふうに思うんですけども、態度としてね。その辺について、いわゆる市民の皆さん方は確認しておいてくれよと、こういう話ですから、それをお聞きしているものですから、よろしくお願いします。

議長 それはどこへ聞くわけ。静岡の自民党さんに聞きたいわけ。だれに聞きたいわけですか。

西ヶ谷委員 皆さん。

議長 皆さんというのはいずれか。

石津耕三委員（静岡市議会議員） リクエストありました静岡の民主党会派の石津でございます。あえて民主党会派ということをお断りしたいです、本当は。静岡の議会から出ている委員の 1 人として、西ヶ谷さんの問いにお答えはしたくないです。

といいますのは、それを各会派の代表として出ている委員に聞いて、それを西ヶ谷さんはどういうふうな形で受けとめて、どうとらえていくのかというのがはっきりしない。要するに清水側、あるいは静岡側というふうな区分けの中で考えられているんじゃないかなというふうにひとつ思うわけです。それをそういう報道がされたというならば、まずその報道のされた方に、それは真実なのかどうなのかというのを確認するのが、まず第一だと思うんですね。

そういうことを踏まえた上で、あなたはどうかというならば、私としてもそういうことはありませんでしたというふうに答えるんですけども、だからそういった意味では、例えば今、西ヶ谷さんが言われた清水側は、あえて言わせていただければ、清水側は 17 年というようなことを今、西ヶ谷さんの方がおっしゃいましたけれども、きょうの議論を聞いていったら、別に清水側といわれる委員の方が 17 年というふうに言っているわけでもないですし、そういった意味では、静岡の方も別に 15 年じゃないと白紙に戻すとか、そういったことを私の方は聞いたこともありませんし、何かそういったほかの方から入ったものをもとに、いろいろ意見を言われているようで、非常に私としては心外な部分があります。以上です。

風間重樹委員（清水市議会議員） 清水の風間でございます。ちょっと議論の方を整理していただきたいんですけども、今この場合は、新聞報道がいかにあるべきかということをお話している場所では全くないと思うんですよ。実際に今この合併問題をマスコミ各社が、やはりかなり注目している際に、合併協議会の前に議員の方々が何を考えるかというのは、それは取材の対象として、しごく当たり前のことであって、取り上げ方を云々しても、全然話が前に進んでいかないと思いますので、この辺は少し議長の方で整理をしていただきたいなと思います。

それから本論の方に入りますけれども、まず大事なことは、合併の是非判断を 13 年度の末までに一応行うという形になっているんですけども、一応決まっていることは、合併特例法の期間と、それから合併委員の任期、この任期の中で新市の建設計画等、すり合



わせ事項を行おうということ。それをもって合併の是非判断をつけるということになって  
いるわけですから、それ以降については、速やかに市議会、あるいは県会、あるいは閣議  
の決定が得られた場合にどうなるかという想定において、決めていけばいいだけの判断で  
はないかなというふうに僕は考えているんですね。

したがって、私の方も 15 年の 4 月 1 日という形でもって、合併の期日を決めるべきで  
はないかなと思います。

佐野慶子委員（静岡市議会議員） 静岡の佐野慶子です。少し新聞報道のことが問題に  
なりまして、議論が出たようですけれども、市民の目から見ると、やはりこの 15 回、16  
回の 1 週間前のこの記事というのは、ただでさえ合併協が、静岡、清水の合併協議会の場  
合には、全国のスタンダードと、何人かの方から御意見が出ましたけれども、その合併協  
議とは違いまして、実は合併を前提としない正式な法定協議会として出発をしているわけ  
ですけれども、にもかかわらず、規約上は合併を前提としてないけれども、実態としては  
合併の方向性というところで、話が非常に混在をするという中で、ただでさえ市民にとっ  
ては非常にわかりにくい。あるいはもっと言うならば、白けるというふうな状況が続いて  
いることも、実は事実なんです。

そういう中にありながらにして、実際にはこうやって 1 週間前くらいに、さもそのとき  
に一番問題になっている合併の方式が、対等という格好で出たり、あるいは合併の期日が  
問題になっているときに、しっかり日が出るというふうなことが、これはもう情報の開示  
云々ということではなく、市民の側から見たら、非常に、きょうもたくさんの方、100 名  
近い方が傍聴に来られておりますけれども、もうほとんどの方はあの記事を読んで来て  
いるわけですね。そういう中では、極めてこの合併協の形骸化の問題を危惧される方も多  
いだろうし、あるいは非常に冷めた目でこの合併協を傍聴されているのではないかという  
ふうに、私は思います。

そういうふうなことは、やはり合併協が市民の意思をどれだけ、あるいは市民の前へど  
れだけしっかりとした判断材料を提供していくのかというふうな合併協の役割を考えます  
と、いい形でないことははっきりしているだろうというふうに、私は思います。その上で、  
合併の期日の問題について、2 つ問題提起をさせていただきたいと思うんです。

1 つは、きょうの事務局の資料の出し方もそうなんですけれども、先例市というふうな  
ことで、前回は資料が出ました 3 つの資料が提供されましたけれども、これに全く静岡、  
清水の合併協議の期日設定については、とらわれる必要は全くないということが 1 つ目  
です。それは、先ほども申し上げましたけれども、法定協議会ではありますけれども、合  
併を前提としない特異なケースなわけですから、あくまでも言葉として仮の期日とどんな  
に言おうとも、それがはっきり市民の皆さんには安心できる材料として担保できるかどう  
かというのは、非常に大きな問題だろうというふうに思えるんです。

そういう点では、違う手法というふうなことを考えなかったら、やはりこのところは  
知恵を絞って、違う手法を出す。私は 17 年 4 月だとか、15 年 4 月だということ力を説す

ることによっては、それは手法ではないだろうというふうに思うんですね。きっとそういう手法が、静岡、清水のこのオリジナルな合併の協議のあり方の中にも、その手法はあるだろうというふうに私は思います。それが1つ。その議論をみんなですることが、今必要なんじゃないかなというふうに思います。

それからもう1つは、これは合併協、先ほど委員さんの中に、合併協の委員の役割というのは、合併協の委員さんというのは、主に5つの分野からここに、いろんな形で参加をされているわけですね。私などのように、議長の指名を受けてという者もありますし、あるいは市長からの推薦を受けてという方もいらっしゃるわけですが、その中で合併の是非を決定する権限は、合併協委員ではないと。その合併の是非については、最終的には両議会がやるんだと。これはそうなのでありますけれども、実はその合併のことが非常に市民の目に判断しやすくなる一番の材料、この新市建設計画、これが全く両議会にはかけられないわけです。ここのところが非常にこの議論を難しくしていると思うんですよ。

これが議会にかけられる案件であれば、つまり静岡市は昨年4月1日から第八次総合計画、これを進めております。このもとになります基本構想というのは、議決をしているんです。そしてこれが2004年の3月31日が終了年限になっております。

今、清水市さんは第四次の総合計画を準備していると思うんです。今晚から実は次の第17回の合併協の日の夜まで、市民会議とおっしゃるんですか、市民まちづくり会議の委員の皆さんと、それから全会場、すべて19自治会に市長も出席をされて、これからの清水の10年計画、この総合計画を立てる。こういう会議をほとんど毎晩のように予定をしているでしょうけれども、お伺いをいたしますと、実はこの話をこの合併協の席上で私がすることも、非常に不穏当だと私は思っております。

私どもは静岡市の議員として、この基本構想について議決をして、今それに基づいているんなまちづくりの計画をやられていることに対して責任を、行政も、私どもも持つという立場にいるわけですから、清水市の基本構想や基本計画に対して、別の市の人間として物を言っていくというのが、ちょっとどうかなという思いはありますので、そこはお許しをいただきたいと思うのですけれども、それにしても、その清水市の計画の中に、広域行政という点では、合併の話も、政令指定都市の話も、この基本構想の中にも、総合計画の中にも、お示しになられていないということも伺っております。これが基本構想として来年の3月に議決案件になっているわけですね。

そうしますと、今私どもがこうして合併協でお互いの両市の委員として出ておりまして議論をしておりますと、何とそのときに落差と言ったらいいんですか、どういうふうに判断をしたらいいのか、非常に戸惑うところであるわけですね。そのことが議論として非常に難しいことであるのであれば、そのことをお示しをいたくなり、やはりそのところの本音の部分の話がないと、非常に17年と言おうとも15年と言おうとも、両市の総合計画の時期とは大変ずれておりますので、私は非常に極めて判断しづらいし、多分そういう難儀な問題をこの計画の中では抱えているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議長 大分いろいろ御意見がございましたが、私が皆さんの意見を聞いて考えてみますに、1つには委員として、あるいは委員さんの出身母体などで、既に意思決定をしっかりとってきておられる方々がいらっしゃいます。

それから、これまでこの合併協において議論をしてきておりましたのは、あくまでも合併協議会において、きょう期日の問題もありますが、この期日を何のために決めるかという、これからの新市の建設計画を定める上で基準となる日を定めていかなければ、いつからその起算をするんだということがはっきりできませんので、それをやっぱり明示していく必要がある。さらには、その他の新市の新しい事務所の位置でありますとか、すり合わせ項目でありますとか、新しい新市の建設計画などについて、これをさっきお話があったように、いろいろキャッチボールをしながら、自分の出身母体の人たちと議論をしながら、御意見を聞きながらやっていって、最終的な判断をこれからするんだという方と、その辺のどうも意見の違いのような気がいたしております。

したがって、いずれにしても期日というのかな、それを定めていかなければ新市の建設計画には進めないということになりますので、この辺が仮にということになりますか、合併をするとすれば、一応日を決めて、そして次に進んでいくということにならないと議論が進まない、こういうことになります。その仮というところら辺の考え方が、仮ということで押さえをするか、もう決めて突っ走るといふうに考えを決めておられるか、その辺の違いが意見の分かれ道のような気がしておりますが、いかがでしょうか。

太田委員 太田でございます。これは事務局の方にお伺いすればいいのか、ちょっとはつきりわかりませんが、確かに私どもに課せられました一番の役目は、新市建設計画をはつきりしたものを市民に示すということですね。この協議会の一番のそれは大きな役目ですが、その新市建設計画をつくります最初の財政計画の算定基準日というものをどうしても決めなきゃならない。その期日が果たして実際の合併の期日と一緒にいいのか、一緒になきゃいけないのか、その辺も1つ問題があると思うんです。

新市建設計画というのは、仮の算定基準日を設けて、そこから10年の計画をつくり、またそれ以外に中期、長期をも含めて市民に示すということでもありますならば、それを皆さんに示して、そして十分に説明し、皆さんの意向を集約してから、後で確定的な期日というのを示せばいいじゃないかという、そういう方法もあるのではないかと思います、そうしますと、それでしたら、その確定的な期日というのは、この合併協議会の最後のところで決定すればいいように思いますが、そういうことが可能かどうか。事務局にお伺いしたらよろしいでしょうか、お願いします。

議長 今の質問について、事務局としては何かありますか。新市建設計画の起算日と合併の期日の問題について。

事務局 今の御質問の中で、新市建設計画とそれから財政計画との整合性といいますか、その期日の算定基準の話がございましたけれども、これも全国各市、あるいは各県等によ

っても取り扱いが違いますし、今のように仮にというようなこともございまして、なかなか一様にっていないのかなということがございますものですから、これにつきましては今明確にそうだよということも、なかなか言えない部分がございますので、もうしばらくちょっとそういった様子を見ながら、調査、研究させていただきたいと思っております。

議長 大多和さんか遠藤さんの方から、今のことについて何かコメントありますか。副議長さん、今のことに関して。

田中敬五委員（清水市議会副議長） 清水の田中ですけれども、今の建設計画を立てるために、どうしても合併の期日というものをベースとして必要だということで、太田さん、今お話あったんですけれども、そういった意味では私も問題意識持っているんですね。

というのは、何だかんだいっても、合併の是非判断というのを最終地点に据え置いておく。そういう中での建設計画ですから、この建設計画の位置づけというのは、素案というふうな僕はイメージを持っているんですね。ですから、ランドデザインを我々2年間かけてやってきたんですけれども、そのときの算定基準日というのは、平成12年度に置いてずっと立ててきたわけですね。

今言った素案というふうな位置づけをしますと、例えば合併の是非を決めた平成14年の4月を起点日にするとか、それは15年でもいいし、16年でもいいと思うんですよ。いわゆる建設計画の素案づくりのための基準日というふうな位置づけをするならば、それでいいと思うんですよ。ですから、そこら辺がはっきりしないと、合併の期日、合併そのものの期日、それとその建設計画素案づくりのための算定基準日というのは、私は分けても、そう問題じゃないのかなというふうに一面思っております。

ただ、素案といっても、今度県との絡みも出てくると思うんですね。そういった場合に、そういう期日的な位置づけで、県としての事業の協議が果たしてできるのかどうかという、そこら辺も大多和さん、もしお答えしていただければいいと思うんですけれども、そこら辺がきちりしていかないと、せっかく基準日でいいんじゃないかといっても、県の事業の協議の段階で、それは合併の期日として位置づけないとおかしいよというふうになっちゃうと、そこでコンクリートされちゃうわけですね。そこら辺、どんなものでしょうかという部分でお伺いしたいんですけれども。

議長 大多和さん、何かコメントありますか。

大多和昭二委員（静岡県総務部理事） 県の委員の大多和でございますが、今の田中委員の質問だけではなくて、この期日の問題というのは、性格上、先ほど来出ているように2つあるんだろうと思うんですね。1つは、どの期日をもって合併するかという点と、それから今の建設計画のスタートの期日という意味で、2つに御質問あったと思うんですが、これは理論的にいいますと、理念的には2つに分けても、おかしくはないかもしれませんが。

しかし、現実的に、合併をしたけれども合併とは違う日に始まった建設計画とか、合併したけれども、さらに1年ぐらいたってから建設計画始めるというのは、先ほど来事務局

長の部長さんが言いましたように、特例法から言って、もちろん合併をするしないの議論は別として、した段階でその日から新市として、できるだけ早い時期に新しい市としての体制や、市民の中に違和感のない行政を展開するための、それもおおむね 10 年というのは、10 年以上とか、10 年でなきゃならないんじゃないかと、もっと早ければ早いほどいいわけですので、そういう期間にできるだけ早く、まとまった形での新しい市になった後のいろんな不一致がないようにしましょうという、あるいはできるだけ早く新市になじむようにしましょうという趣旨からいって、これが別のものでスタートするというのは、かえって、仮に合併したとすると、市民は全く混乱するのではないかというのが 1 点ございます。

それから、これは余分なことで、今の質問には直接ありませんでしたけれども、今回議論しているのが、先ほど来出ていますが、合併をするということを前提にした合併協議会で、合併することが決まったからいつにしましょうかということの期日の問題ではなくて、今回の本年度のスケジュールにあったように、さまざまな市民が判断するための建設計画をつくるには、合併期日、今申し上げたのは合併の建設計画の期日もなんですが、そういうものがなければ、例えば実際になったときには、日々日にちが変わっていることによって、社会環境がものすごく変わってきます。

それから、県にしてもそうですし、市にしても、さまざまな事業計画を立てるどうこうということになってくると、これは必ず会計年度の問題も出てまいります。そういうものがわからないけれども、話がついたら 1 年目にこれをやるということでは、いうならば現実的な計画を立てられなくなるだろうと。

ましてさまざまな公共事業については、それぞれの計画があり、あるいは事業認証があったり、基本ベースになる計画なんかありますから、そういうものが全然年度に関係なくその計画をつくるということは、むしろ計画づくりにならないのではないかと。あるいは計画を詰めていくことに進まないのではないかとというふうに考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。これは今、大多和委員さんのコメントにもありましたのですが、理論上では分けることは可能であるということがあったとしても、現実論としてはこれは分けるということにはならないであろうというふうに考えられるということだと思いますが、ここで先ほどのあれに戻りますが、この協議会は合併を既に決定したものではありませんと、これから決めるというふうなことです。それはみんな間違いないと思います。その上で、合併の期日というものを仮に定め、そして新市の建設計画をつくり、それらを検討した上で、最終的な判断を来年度にこれを行うというふうなことになっているという前提を置いて、その期日ということをお議論いただいているということに立ち返っていただいて、その上で 15 年の 4 月というお話と、17 年の云々という話が出ておりますが、そこらについて改めて御意見をいただいて、方向づけをしたいと思っております。

剣持委員 剣持です。基本的に先ほど申し上げたとおりであります。先ほど清水の女性の方から、棚上げにして云々ということで意見があったのですが、きょうは基本項目の中の

合併期日を一応決めるといふ、我々合併協議会の委員の使命としてきょう御参集していただいている中で、少なくともこれから2年間にわたって建設計画ですね、それをどんな形でつくり上げるかという方向へ、やはり進んでいく責任があろうかと思ひます。

したがひまして、改めてということになります、私はきょう皆さんの総意で、合併の期日は、皆さんのお伺ひするところ、平成15年4月1日が妥当であろうなというやうな声が大変多く感じられますので、そこらでひとつお取りまとめをしていただければと思ひます。

### 基本項目(合併の期日)の協議(3)

望月厚司委員(清水市議会議員) 先ほど来からの期日の議論をいろいろお聞きしまして、1つには、できるだけ速やかに早く15年3月がいいだろうという声と、また市民になかなかまだ理解されていないという部分があつて、そういう理解をいただきながらということを含めていくと、17年がいいんじゃないだろうかという2つの御意見がありましたし、もう1つは、いろいろな新聞報道等の中で、どうしても議員特例の議論が、その一歩裏で見え隠れし、また我々委員として出ている中で、議員特例はどうなるんだろうかというやうな意見も事実あるし、それを市会議員は使うのか、利用するのか、どう特例を活用するんだというやうな議論があります。

そうしますと、この議論は、先ほど自民党の青木委員さんからは、議員特例を最大限に利用してという発言がありました。そうしますと、我々とすれば、やはり合併の期日を真摯に受けとめて、どうしっかり議論するかということがあります。そうしますと、でき得れば、きょう確かにスケジュール的には期日を決めなきゃいけないということがありますけれども、議員特例の使い方というか、議員特例についての議論をされてから、そして期日を決めても、建設計画、この12月22日の第17回に法による特例項目協議というものがあつます。そうしますと、議員特例等を十分ここで議論していただいて、それでそこで期日等も絡めていくというやうな方が、今いろいろな市民の皆さん方から我々に意見をいただいております。

また、当然もう1つは、しっかりした期日の議論が今されていますけれども、どうもその辺が私個人としても、議員特例と期日がどうも、重なるなといつても重なってくるということがあつますので、でき得れば議員特例の議論をきっちりして、それで期日を決めていくということも、1つの提案としてはどうかなというやうに思ひますけれども、私は今いろいろな両者の話がある中で、議員特例をきちつと議論して、それで期日を決めていくというの、市民への理解としていいんじゃないだろうかというやうに思ひます。

議長 今、望月委員からの御意見ですが、余り議員特例の意見は、先ほど来出なかつたやうな感じもしますが。

井上委員 静岡の井上です。今、望月委員の方から議員特例の話が出ましたが、これはまだ私のところでもいろいろの意見がござひます。真つ二つでござひます。ただ、この期日と議員特例とは一緒ではないと、これはまた後ほどちゃんと議論をして決めればいい。

期日は期日で、なぜ 15 年の 4 月がいいかという議論がちゃんと成立すれば、それでいいじゃないかという、そんなふうになっております。

今のお話ですと、13 年に合併の是非が出て、是非の是のところではどういう格好でとスタートするわけですので、その間に今、望月委員の方からも、市民の皆さんがまだいろいろ知らないから 3 年後とかいうお話がございましたが、そういう話じゃなくて、是非の是が決まって、どこからスタートするんだという仮の話をしておりますので、そこは 1 年の中で事務局が頑張っすり合わせしていただければ、1 年後でも可能性があるんじゃないかなということで、15 年 4 月を言っているわけであって、あくまで議長のおっしゃっているように、仮にということで、是非の是が出た場合、どこから立ち上がるんだという話をしております。その 3 年あると、ちょっとおかしいなという気がします。以上です。

望月委員 先ほどそれぞれの自民党の議員さんに平成 15 年の 3 月に決めた理由を発言してくださいといったときの中に、議員特例を最高に利用したらという言葉が発言あったから、私もあえて言わざるを得なかったと。ですから、我々も真剣に期日を議論したいという気持ちがあったわけですよ。ただ、最高に使ってと言われると、我々みんな議員は同じ立場に入っちゃうわけなんです。それでイコールにされていっちゃうと困るなということがあって、だったら議員特例を先に議論した方がいいじゃないですかというのが私の提案です。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） また随分脱線しそうな感じがします。大変失礼な言い方なんですけど、議員さんの今身分の特例についての議論がなされておりますけれども、これは法に基づくもので、合併に際して必要なものです。

ですから、もちろん建設計画ですとか、いろいろなすり合わせの中には、議員さんの特例だけではなくて、農業委員会に関する特例ですとか、もろもろの特例があるわけですが、こういうものもすべてこれから決めていかなければならないことだというふうに思います。ですから、これは法で決まっています、しかも合併をするぞといったときに、当然特例として認められるべきものですから、今期日がどうこうというときに議論をされるべきものではないというふうに私は認識をしております。

それで、先ほどの議論にもありましたけれども、合併の目標期日といいますか仮の期日ですね、仮の期日を決めるということにつきましては、これは法令で建設計画を都道府県に提出をするということが決まっているわけです。変更についても、合併特例法第 5 条に、合併協議会は新市建設計画を変更しようとするときには、あらかじめ都道府県知事あてに協議をしなければならない等々の条文がございますので、全く建設計画が変更できないものでもないということが、条文によって担保されております。

ですから、この目標期日というものを決めなければ、先ほどから建設計画がスタートしないんだといっているのであれば、目標期日は早めに設定をして、もしそれが無理であれば、その段階で変更を県に出せばいいというふうに私は思います。これが最も速やかに、

かつ市民の責任を全うできる協議会のあり方ではないのかなというふうに思います。

そんな意味で、私どもも青年層といたしまして、意見集約を静岡で1回、清水でも1回させていただきまして、我々の任期があと今年度と来年度あるわけで、それが終わって、是非を問うところまで合併協議会で終わった後、直ちに速やかにこれはそういうものを実行していただきたいということの意見が、多数であったかのように記憶をしておりますし、そのように言ってこいということですから、そのように意見をさせていただきます。

その理由といたしましては、先ほども林委員の方から言われましたけれども、合併が、これは仮の話ですから、合併が決まったならば、その合併の実効性というかメリットだとか、もろもろのものを即市民にメリットとして享受できるようにしていかなければならないという責務が1点。

それから、あんまり5年、10年後に合併期日を設定することが、果たして実効性のある建設計画がつけられるのかどうなのか。これだけ時代の変化が激しい中、やはり再来年の3月で合併協議会が終わったならば、即もう半年とか1年以内に合併期日を設定して、実効性のある建設計画をつくらなければ、これは我々の責任として、実効性のある建設計画を策定できないのではないかという点が2点目。

それから、最終的には両市議会で決定をされるという点については、もちろん政治的な、道義的な責任というか、判断もなされるであろうというふうに思われますけれども、その両市議会でのを、市民生活に支障がないようにとか、いろんな御意見が出ておりますけれども、これを市民生活に支障がないように、今のうちからいろいろな議論をしていって、その特例問題も含めてしていけば、これは当然合併後に建設計画を実行する上では、スムーズに流れていこうというふうに思うわけですね。そこで3年間なり何年間なりの準備期間を設けることの方が、スムーズなスタートということにはならないというふうに思います。

例えばで例を挙げますけれども、浦和・大宮・与野の合併、来年の5月にさいたま市としてスタートするわけですが、ここの市庁舎の問題等については、基金を例えば設けて、当然何年後には新市庁舎を設けようというような目的を持ってやっているわけです。こういうものもやっぱり合併の建設計画で、その市町村の問題とか、いろんな問題出てくると思いますが、なるべく早めに持ってきた方が、具体的に実効性のあるものになるのではないかというようなことも考えます。

以上のような点で、なるべく早めにとということで、今の2種類出ている中では、15年の4月1日というような意見でお願いしたいというふうに思います。

片平博文委員（清水市議会議員） 清水市の片平でございます。私は前回の合併協議会のときにも申し上げさせていただいたんですけれども、この5つの基本項目を決めるに当たって、平成12年度中に合併の期日を決めるということについては、いささか異論があるということを申し上げさせていただきました。

この件については、前回協議する内容ではなかったわけでありまして、いったん引っ



込めましたけれども、やはり基本的には私自身の考え方としては、十分にやはり市民に是非を判断できる情報提供した後に、意向を把握し、その結果をもって是非を判断していくと。後に期日の設定をしたらどうかということの提案をさせていただいたわけでございます。しかし、今話を聞いておりますと、事業計画を設定するのに、できるだけ算定期日と合併期日が一緒の方がいいだろうというような話もありました。

そこで1つ確認をさせていただきたいわけでありまして、平成 15 年の4月1日に要するに仮に合併をしようとする場合に、議員特例を使えば2年の延長になるわけでありまして、そうしますと15年以降は、両市合わせて、清水市が議員が33名、静岡市が現在45名でありますから、78名の議会を運営していかなければならないという、こういった現実的な問題が出てくるわけでありまして、これをやはり対等合併ということでもありますので、この庁舎の建設問題に関しては、しっかりとその辺の財政計画なり、あるいは実施計画なりが明確にならないと、私たちも果たしてそれでいけるのかなというような疑問を持っているわけでありまして、一部の話によれば、葵博のところの静岡市の土地がありますので、そのところの会議場でも借りて、議会をやればいいじゃないかと。

そうしていくことが、財政状況の厳しい中で一番妥当な線ではないかということ述べられる方もいらっしゃるわけでありまして、私たちとしては、しっかりとその辺が担保されない以上は、対等合併ということの意味はなさないんじゃないかと。財政状況が厳しいから、適当なところで会議を開けばいいというような、こういった状況であっては、これは非常に私たち清水市民の側としても、心配になるところでありまして、表面上は対等合併であっても、実質的には静岡市への吸収合併だと、こういう感じも要するに持つわけでありまして、そんなことがいいわいいわで、財政が厳しいからできないわ、できないわで、なし崩し的に吸収合併になる可能性だってあるわけですよ。ですから、その辺をしっかりと明確にした上で期日を決めていくという方向が出されない限り、平成 15 年の4月の1日というのは、いささか疑問がある。

そういうことであれば、物理的にこの計画の中でいくと、平成 13 年の7月までに一応事務方としては、住民に是非判断ができる情報の提供ができるかどうか。その後、平成 13 年の10月から12月でしたか、その間に市民の意向を諮るということで、最終的に合併協議会で是非判断をするという、こういった流れになるのかと思うわけでありまして、その辺の事務的な作業について、可能かどうかという部分についても、ちょっとお尋ねをしてみたいというふうに思います。

議長 後段の事務的な作業の日程について、事務局回答して。

事務局 第 15 回の協議会のときのスケジュールということでございますが、それで事務的に間に合うかどうかということですが、とにかく間に合わせるようにやるしかないということで、事務局では思っております。

それで細かい、例えば2,000項目ぐらいのすり合わせ事項がありますけれども、100%いくということは、これは今までの合併のどこの例を見ましても、新市になってからすり

合わせをするというようなこともございますので、その辺は 100% というお約束はできませんが、事務局の方としては、その皆さんに判断いただけるまでに、ある程度の判断材料になるようなことは詰めていきたいというようなことで考えております。

議長 後段の方のことについてはよろしいでしょうか。それから前段の方のことについては、かなり現実的な議会の議事堂みたいな話までありましたが、そういったようなことについてはこれからの議論になるというふうに思います。いずれにしても、期日の問題について、きょうここで合併を決めたということではなくて、再々言っていますように、仮に合併するとすればということで、まず日を決めて、いろんなものをこれから作業を進めようという、こういうこと的前提の上に立っての期日を定めるというふうなことから、ぜひその点を頭に入れて御判断をお願いしたいというふうに思います。

一遍ここで休憩をして、その後でと思いますが、10 分間ほど休憩をいたします。

#### 基本項目(合併の期日)の協議(4)

議長 協議を再開したいと思います。

いろいろ皆さんから御意見を伺ってきておりますが、この辺で方向づけをしていきたいと、このように思います。先ほども申し上げましたとおり、まだ合併とこれで決定したというわけではございませんで、これから協議を進める前提となる基準となる日を決めて、それでいろいろ検討していこうと、こういった意味合いも込めた合併の期日ということでございますが、これについて再々御意見がございましたが、織田委員さんからも、もし今後の協議によってはというふうな御意見までもございました。そういったことも頭に置いた上で、いずれにしても 15 年の 4 月 1 日ということになるのですかね、この辺を仮の合併期日というふうに決めて、今後の協議を進めるということで、御確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

三橋仟加子委員（清水市立小中学校 P T A 連絡協議会副会長） 一般からの委員で、清水の三橋なんですけれども、よくわからないんですが、先ほど来議員特例、議員特例という法律ですね。法律があることはわかっているんですけれども、これがどのようなものなのかということをお説明していただきたいんですけれども。

議長 事務局から回答して。

事務局 それでは議員特例ということで、例えば 15 年の 4 月に統一地方選がございます。清水市議会、静岡市議会、両議会とも同じですが、4 月の多分終わりごろにあると思います。その前に合併をした場合には、選挙を行わないで最長 2 年以内、そのまま議員として在任できるという、こういうのが特例でございます。これは今、議員の特例というようなことでございます。よろしいですか。

議長 よろしいですか。これはしかし、これも絶対条件じゃないでしょう。

事務局 今いろいろ議論の中で出ている中では、今私が説明した 1 つの選択肢でございます。自治法でいきますと、合併と同時に議員も職を失うということですが、合併特例法で、定数特例と在任特例の 2 つの特例を挙げまして、1 つは今言った在任特例です。

もう1点は定数特例ですが、平成15年1月1日に自治法が改正されまして、人口的に言いますと、清水、静岡が一緒になった場合には、56名以内ということで条例で定めまされども、56名の定数ということになります。その2倍の定数112名で選挙をやって、4年間はそれでいき、4年後の選挙からは定数でいくという特例がございます。今説明しているのは対等合併の場合だけです。特例を適用する場合、そのような2つの選択肢があるということでございます。

議長 これも絶対条件じゃないんでしょう。

事務局 絶対条件ではございません。その辺で特例を使うかどうかということは、協議会の中で決めていただくというようなことで、特例を使わないということなら、今言いました2年延長だとか、議員が倍になるだとか、そういうようなことはございません。以上です。

議長 ということでございます。議員の特例についても今後の協議という中で、やはり最終的な決定をしていくというふうに判断をしていただければよろしいのではないかと、このように思います。その上で、先ほど申し上げましたことをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

西ケ谷委員 清水の西ケ谷です。私は今、議長の提案でいきますと、最終のまとめでということになりますと15年4月1日と。これも仮だということを繰り返し言われているわけですが、2つの点で私は決めるべきではないというように思います。決めるべきではないという意見です。

1つは、今出されました15年4月1日という問題になりますと、必ず議員の特例措置問題で、いろいろと私たちのところへも声が寄せられています。それはその2年延長と、同時に報酬の額や、後の共済の年金問題についてもというお話がよく出されるわけですが、そういう、これ清水側だけなのかわかりませんが、手紙をいただいたりしております、市民の皆さんから。私はそういうようなことで15年を決めますと、否応なしにそういう問題で判断されるということについて、賛成しかねるというようなことが1点です。

それからいま1つは、委員の皆さんから繰り返し言われておりますように、仮という問題に、私は最終的にはならないんじゃないかと、非常に危惧を持っております。ですから、先ほどお話ありましたように、3月23日の皆さんが2期に入るとき手を挙げた中で、吉岡委員からもお話がありましたけれども、そういうような点では、このまま進んでいきますと、仮という問題が仮でなくなるというように非常に危惧を持っております。清水、静岡の本当に出発の理念に立って、建設計画ではない、やっぱりまちづくりの選択肢をつくって、市民の判断を得るべきだという大きな点の2つで、合併の期日を決めるべきではないというように思いますので、どうぞきょうは再度いろんな意見も分かれておりますので、引き続いてこの問題については協議をお願いしたいというふうに思っています。

太田委員 私は新市建設計画をつくり出すために、その基準日として15年から10年間というのはよろしいと思います。けれども、これが最終的に合併の期日と一致しなくても

いいということ、先ほど大多和委員さんからも伺いましたし、静岡の織田委員さんからも、そこは修正できるということ、先ほど伺いましたので、これは14年の1月、2月で合併の是非判断協議、最終的な判断協議をする場面がございますから、そこでもう一度これを取り上げて、こういう新市建設計画で、市民の意向も判断したし、15年で確定でいいじゃないかというか、またこれが16年でなければ、あともう1年は必要ではないか、そういうことになってくるかもしれません。ですから、ここで確定ということではなくて、あくまでも流動的にしておいて、最終的にそこへ期日の判断の確定は持って行っていただきたいと思えます。

議長 西ヶ谷委員さん、太田委員さんからいろいろ御意見ございましたが、再々申し上げておりますように、私が最初のごあいさつで申し上げましたが、今後においてさまざまな検討項目を協議した上で、最終判断をするというふうなことを前提として、合併の仮の期日をきょう決定するという前提で進めてきておまして、その上で15年の4月1日を仮の合併期日とするということで、皆さん方の御同意をいただいて、前に進ませていただきたいと、このように思います。

それでは、合併の期日につきましては、平成15年4月1日ということで、よろしいですね。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは、次に進ませていただきます。引き続き基本項目の新市の名称——。何かある。それじゃ一応御意見を伺うことにします。

吉岡委員 吉岡ですけれども、1つは、今の進め方で、大方の賛同ですから、大方の賛同が必要かなというふうに思うんです。私先ほども言いましたように、やはり市民の声というか、心配していることはやはりきちんと示していくという、そういう意味合いでは期日を定めていくということ、これは絶対条件で必要なんですけれども、先ほど織田委員さんの方からありました浦和・大宮・与野、3市の合併のこの問題についても、実は10月30日に、また新聞の話かと怒られるかもしれませんが、日経新聞で、3市の1万5,000人にアンケートをとりましたら、合併が必要だというふうに回答した方が15.7%、必要ないという人が54.2%と、これを受けて、これまで無関心だった市民の側にも問題があったと、こんな意見が出ていると。

そういうふうなことを読みまして、私たちの組織の中で、じゃ率直な質問をみんなから集めてみようと、こんな話をしてみたわけです。そして、その中で、やはり一番多いのが、なぜ合併が必要なのかと、また元のところへ戻るわけですから、そういう意味合いで、その是非、についても論ずるのがこの協議会だという、こういう話をしてきたわけです。

ですから、大方の賛同で前へ進むのは進むで、致し方ないと思うんですけれども、そのことがきちんと仮の期日だと、これから可否も含めてみんな議論していくと。先ほどの議員特例の話についても、質問もしておりますし、あるいはメリット、デメリット論で、

税金はどうなるのか、介護保険はどうなるのか、実際にお金にまつわる質問事項というのはいっぱいあるわけですね。

そういうふうなことに對しても、きちんと示していかなきゃいけないという、そういうことをぜひこの委員の皆さん、十分に理解していると思いますけれども、そういうことをいろいろ考えていくと、私はそう簡単に合併の期日をここで決めて、コンクリートすることがいいのかどうかという、若干疑問を感じます。もっと後でもいいのではないかと、率直な疑問を持ちますので、意見として。

議長 御意見として伺っておきたいと思います。

片平委員 私も今の吉岡さんの意見と大体同じなんですけれども、やはりこの前の 11 月 7 日の静岡新聞に掲載された新聞記事で、大分問い合わせがございました。こういうふうな出され方をしますと、もうこれで決まっちゃったのかという大方の意見でございまして、市民に何の情報提供もないまま、要するに合併協議会で勝手に決めていると。

先ほども望月委員の方から特例の問題が出ましたけれども、これについても市民からいろんな御意見が寄せられておまして、議員の都合だけで、要するに 15 年の 4 月 1 日に在任特例を使った議員の都合だけで、そういうふうな合併の取り決めや期日の設定はしないでほしいと、こういった文書も、各清水市の自治会長、あるいは連合自治会長のところに、また私のうちへも入りましたけれども、こういった意見もありまして、議員が議員の立場だけで、決してこの合併協議会で合併の期日を決めているのではないということを一言申し上げておきたい。

私たちとしては、合併特例など一切関係なく、純粋な気持ちで、市民生活の向上がどのようにしたら図れるのかという気持ちの中で、この合併協議会の委員として参加をしているということを明確に申し上げておきたい。一部、やはりそういった投書、あるいは文書によって、誤解を生じている方がいるとしたら、一言それは申し上げておきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、報道機関に関しても、これはあくまでも仮ということでございますので、その辺を仮という活字を大きくしてもらいたい。どこに書いてあるかわからないような、見出しにはしてほしくないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

#### 基本項目(新市の名称)の協議

議長 御意見として承っておきたいと思います。

それでは次に進ませていただきます。引き続き基本項目の新市の名称について、御協議をいただきたいと思います。この協議に当たって、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは新市の名称でございますけれども、この名称につきましては、多くの協議項目の中で市民の関心が高く、市民生活、企業活動など広範に影響を及ぼす項目でございます。また、合併先例市の事例からも見られますように、合併是非判断の対象となる重要な協議項目の 1 つであると考えられます。両市の歴史、沿革や地理的条件、自然環境、

文化といった地域特性、さらには現在から将来に向けての市のあり方など、多角的な検討が予想されます。

協議資料の4ページをご覧くださいと思います。新設合併で協議するものとしておりますので、先例事例を見ますと、篠山市、あきる野市、ひたちなか市、北上市、つくば市など、対象市町村名の中から選ばれているケースと、全く新たな名前をつけたケースがございます。現在、協議中の例でございますと、来年合併予定の田無市・保谷市や、浦和市・大宮市・与野市では公募方式を採用し、市民の合併問題に対する関心の喚起や、市民参加の推進などを目的に、広く一般から公募しております。

具体的な方法といたしましては、その備考欄に書いてございますように、田無市・保谷市では、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記されているなどの、読みやすさ書きやすさなどの使用上の観点、あるいは地理的条件、自然環境、歴史、文化といった両市の地域特性などのさまざまな観点から、合併協議会で候補名の絞り込み、複数の候補名の選定を行いまして、この中から18歳以上の市民による投票方式で市民の意向を把握し、慎重に協議した結果、西東京市に決定したと伺っております。

大変な労力と時間をかけて協議、決定しておりますが、資料の留意事項にありますように、新市の名称問題は、市民に関心のある協議項目であるものの、歴史と市民にとって愛着のあるこれまでの名称をどのようにするのか。あるいは仮に公募方式を採用する場合、前例を見ますと相当数の名称が応募されることが予想され、こうした中でどのような選定基準により候補名を絞り込むのか。また、どのような方法で市民に投げかけるのかといったルールづくりが重要になってくるのではないかと思います。いずれにいたしましても、本協議会におきましても、多面的な協議、検討が必要ではないかと考えております。

先ほどの先例事例の中で、篠山市（しのやまし）と言いましたが、これは篠山市（ささやまし）の間違いでございました。失礼いたしました、訂正いたします。

議長 いよいよ市民の皆さんの一番関心がある新市の名称について、事務局から検討の上での説明がございましたが、この項目について協議すべきことが幾つか考えられるわけでございます。例えば1つには、対等合併というふうなことを前提といたしますと、新たに新市名を選ぶか、また結果として、どちらかの市名の1つを選択するかというふうなこと。あるいは、2つ目には、新市名を新たに決める場合に、どのような方法によって決めていくか。それから新市名はいつの時点で決めるかというふうなことですね。これらの点がございますが、この点について、皆さんの方から御意見があれば伺って、協議をしていただきたいと思います、このように思います。

急に意見が出なくなっちゃったな。これはまだ引き続きということでもいいかな。

鈴木委員 あんまり御意見もないようですけれども、これすぐ新市をどうしよう、こうしようというのは、できれば私の気持ちとしては、一番最後に決まってもいいなというぐらいの気持ちでいるものですから、いろんな協議事項もあろうかと思いますし、また部会もできるように聞いておりますので、その部会の中の御意見等も伺いながら進めたらどう

かというふうに思いますが。

議長 引き続きというふうなことでよろしいというふうな御意見ですが。

金子昌義委員（清水市議会議員） この静岡、清水は、港という国際貿易都市でもございますし、霊峰富士を仰ぐ日本列島の中央に位置するところでございますので、広く公募をして名前を決めるべきと、こんなふうに思います。と同時に、「清水」なら一番いいんですけども、ぜひひとつ何とかいい名前を、21世紀に向けて、また将来に向けて、いい名前をつけたなという名前をつくるべく、検討委員会をつくったらいかがと思います。

議長 そのほかいかがですか。

織田委員 先ほどの例もございましたけれども、やはりこれから合併したら、どういうまちになって、どうい名前がついて、そこにはどんな人々が住んで、どんな希望に満ちた都市になるのかというようなことを市民にある程度、1人1人に夢を膨らめていただきたい。または1人1人がそういう明日の我々の地域のことを考えていただきたいということと考えますと、むしろ現在の有権者だけではなくて、お子さんも含めた静岡、清水の市民からの公募ということをお願いをしたいというふうに思います。

議長 そのほか御意見ございますか。

小澤絹子委員（しずおか女性の会会長） 静岡市の小澤です。今公募方式がいいという話が出ましたけれども、やはり皆さんで全員がこの合併協議会に出てくるわけにいかないわけで、人数に限りがあるわけですので、こういうふうに公募方式にしますと、皆さんの考え、合併、この問題にもかかわることになりますので、それぞれが皆さんいろいろ考えます、いろいろな意味で。そういう意味では公募方式がいいと思います。

そして1人1人応募してもらいますと、両方で60万ぐらいあるわけですから、ものすごい数になって集めるのが大変ということもあると思いますので、もしそれが大変であれば、いろんな団体、個人ではなくて、2人でも3人でもいいんですが、話し合っ出すというふうにすれば、ちょっと数が減るのかなと。そこで何人かで相談したという1つの段階があるわけですから、そういう意味では少し煮詰まった名前が出てくるのかなと思いますが、そういう方法もあると思います。

前田欽吾委員（静岡市連合町内会会長） 静岡市連合町内会から選出されました前田欽吾でございます。名称については、これは今ここで皆さんにお聞きするようなことじゃないと思います。静岡の人間は、どうしても110周年たった「静岡市」をいいよというのは、これは当たり前のことです。清水の方々は、投書でもたくさんありましたように、清水市でなければおれたちはもうやめよというような意見も、たくさん出ているように聞いております。そうした関係で2、3人の方が言われましたけれども、それじゃどうするかということになると、やっぱり公募方式にせざるを得ないなということは私直感いたします。

公募方式でございますけれども、これはよく事務局等で検討していただいて、どういった方法で公募するかということは、非常にまた手数もかかるし、難しいことでもございますが、その点については事務局同士でこれは考えていただかなきゃならないということ

で、私は提案させていただきたいと思います。終わります。

村上委員 清水の村上でございます。公募方式というのには私も賛成ですが、あんまり漠然とするとちょっと危険なものですから、ある程度お話をしたいと思うのは、今静岡、清水だけで公募をするというようなお考えが、お2人の方からありましたが、範囲をどうするのかというのは、非常に重要な問題です。

まず静岡、清水だけでやる場合には、既存の「静岡」という地名、それから「清水」という地名も採択するのかどうかということ、まず決める必要があります。なぜかといいますと、静岡と清水だけでやった場合には、人口比が倍違うわけですから、「静岡」「清水」も入れるよといえば、「静岡」になっちゃう可能性が非常に高いわけで、したがって私は静岡、清水だけでやるのは適切ではないと思います。全国不特定でいいのではないか。その上で「静岡」が選ばれれば、全国の皆さんはこの静岡、ミカンとお茶のまちをどういうふうに見ておられるか、そういう視点で全国の皆さんに非常にイメージが強い、そういうイメージを新市につけるという必要はあろうと思いますので、地元の間人だけで決める必要は全くないのではないかと。

それから地元の間人だけで、先ほど織田さんがおっしゃったように、お子さんの意見も入れてというと、そのアイデンティティをどうやって証明するのか、これもできません。だとしたら、どうせできないんだしたら、全国で「静岡」「清水」という名前も入れて、全国の皆さんから公募するという形が、私は一番適切ではないかというふうに思います。以上です。

青島廣幸委員（静岡商工会議所副会頭） ようやくここで、市民の皆さんにそういった公募をするということになると、関心が非常に強く持たれるところへ来たなと思っております。

私はやっぱり初めにこの合併云々、あるいは対等合併云々となったときにも、経費をできるだけかけないように行こうということをおっしゃったことであるし、皆さんもうんとうなずかれたと思う。だったら、どっちかの名前を使うということが、一番経費が、現段階としてはかからないというふうに思います。かといってどっちかになった場合、どっちか反対の方が反対なさるでしょうから、これは公募をするということで結構でございますが、今、村上さんおっしゃいました全国公募する中に、「静岡」「清水」というものも入れてということもありましたけれども、私はやはり今度生まれ出る都市を、自分の新しいまちになるわけですから、両市で選ぶべきじゃないか。範囲を広げても両サイドへ広げる、いわゆる県内を対象にするぐらいなことの方がよろしいのではないかなと。

それから今度は投票されてきたその名称、それをどう選定するんだ。これはうんと数の多いのだけで、もうそれは自動的に採用するのか。そうじゃなくて、その中から5つ6つをピックアップして、それで我々のこの協議会で、それをいわゆる市民の意向投票にかけるか、あるいはそれを参考にさせていただくかというようなことを決めておきませんか、ただただ数が多いのが入っちゃうんだというようなことじゃない方が、いろいろな面でい



いのではないかなと。ただ、いわゆる今申し上げた、どういう範囲にするかは別として、やはりこれは公募にした方が、いろいろな面でいいのかなというふうに思っております。以上です。

岩ヶ谷委員 今、公募の話も出まして、私も実は公募で賛成でございます。会派でもって行政視察に行かせていただいて、このちょうど浦和・大宮・与野市の合併協議会の実情を聞いてまいりました。その中でもって、インターネット方式でもって、静岡から 280 票が、この「さいたま市」という新しい名前の中の、ほかの名前で入っているという話も聞きました。要するに日本全国でもって名前を伺ったところ、それぞれ関心を持って、いろいろやってくれたということがありました。ただ、これは 1 つの報告でございます。

ただ、日本全国ということになりますと、やはり事務局方が大変に御苦労されるということもございますので、その点については、どの辺の範囲になるかということについては、事務局の側でもって、できる限り静岡県の中で一番やりやすい方向で、私はできれば「静岡」「清水」を抜いて、新しいものにとという考えもあるのではないかと思います。

というのは、この後、政令指定都市に向けて、また進んでいくわけでございますので、今ここでもってある一定の名前をつけても、その次にはまた変えなくちゃならないということがありますので、余り「静岡」「清水」に固執することもなく、そうかといって新しい名前になっても、また何年か先、また 10 年先、その辺には新しい名前を考えるということもありますので、その辺については事務局のやりやすい方法で公募がいかかかと、このように思います。以上です。

石津委員 公募のお話がありまして、実はこの 11 月の 2 日に浦和・大宮・与野の合併協議会の事務局に伺いまして、いろいろお話伺った中で、やはり新しい「さいたま市」というのが市民にどう受けとめられていますかという話を伺いましたら、非常に不評であるというお話でした。特に若い人にとっては、いわゆる一般的に言われている「ダサイタマ」という、それが県だけじゃなくて、自分たちが居住する市の名前にもそれが取り入れられちゃったということで、大変不評な部分があるというふうに苦笑いをされておりました。

全国公募ということになると、結局住民の意思と違うところで決められる恐れがあって、最終的には結果的にそういうふうなあれもあるものですから、いろんな意味で全国公募のいい点、あるいは地元からの意見を吸い上げるのがいい点、もうちょっと検討する必要があるのではないかなというふうに、私の方は考えております。

金子委員 名前づくりは、それこそ新しい都市づくりにつながるのではないかと、私は考えます。そういう意味で、今、村上委員さん、全国をとということを行いました。私は全世界を対象にして名前をつけてみたらいかかかと。よく「シミーズ」と言って、外国へ行くと清水は本当に有名です。人によると、20 倍か 30 倍、「静岡」より「清水」の方が港の関係があると思いますが、名が通っているというふうにおっしゃっている方もございます。

そういう意味で、名前づくりは都市づくりということになりますので、よろしくお願

いたします。

議長 この件については、まだまだいろいろ御意見もあろうと思いますし、まだまだ決定するには大変な部分があると思います。公募という意見がたくさん出されたような気がいたしますが、公募ひとつとっても範囲ややり方などについて、いろいろな問題点や何かがあると思います。この点について少し事務局でそれぞれの問題点やメリット、デメリットなどを検討させていただいた上で、また引き続き皆さんに御協議をいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

#### 基本項目(事務所の位置)の協議

議長 それでは、その次に進ませていただきます。

次に、事務所の位置について、御協議をお願いするわけですが、事務所の位置のことについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務所の位置につきましては、協議資料の5ページをご覧くださいと思います。

新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。この場合に、地方自治法第4条におきまして、条例で事務所の位置を定めなければならず、この事務所の位置を定める基準といたしまして、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について、適切な考慮を払わなければならないと規定されております。

また、事務所の位置を定める条例を制定しようとするときには、当該地方公共団体の議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされております。先例の事例を見ますと、ご覧のとおりでございますけれども、旧庁舎等につきましても、総合支所等として、市民サービスの拠点として、利活用がなされているようでございます。

既に、第1期協議の新市ランドデザインでは、東静岡駅周辺事業の中に議会、管理部門、危機管理センター等の新市中枢行政機能の立地が位置づけられておりますが、こうした、新たに事務所を設置する場合の視点といたしまして、5点ほどございます。

1点目は、短期的、長期的な観点からの現事務所の取り扱いをどうするのか。

2点目には、本庁と、新市ランドデザインで、支所として位置づけられている静岡・清水両市の庁舎と、その役割分担。

3点目には、本庁に位置づけられることが予想されます、議員定数に代表される議会棟、管理部門や危機管理センターなどの組織、機構、職員数からの事務所の具体的規模の想定。

4つ目には、駅前広場などとの取り合いといった、土地利用計画など、そういったものとの整合性がとれた具体的な位置の提示。

5点目には、新市建設計画との整合性が求められることとなりますが、事務所建設の時期、こういったことなど、多面的な視点からの協議が必要とされると考えております。以上でございます。

議長 事務局からの説明のように、市民サービスの拠点ともなるわけでございますし、

今後、新市の建設計画を策定をしていく上で、当然のことでございますが、この拠点が1つの大きな判断材料になっていくというふうに思っています。

もちろんこれにつきましては、かつて策定いたしましたグランドデザインの中での位置づけということも、一応されているというふうな経緯もございますですが、この点を踏まえて、委員の御意見をいただきたいと思えます。

太田委員 この事務所の位置でございますが、これは第1期の新市グランドデザインで、さんざん皆様、討議をした結果、東静岡駅周辺への立地ということは、これは第1期の合意事項でございます。ですから、その決定します段階でも、将来の政令指定都市化へ向けて、都市のイメージアップを図るためにも、ここの東静岡駅の立地以外に考えられないではないかという、私もこの部会に入って、皆様の御意向もよく伺っておりましたが、そういうことで決定したものでございますので、これはぜひそのグランドデザインで合意しましたとおりに、この東静岡駅周辺ということで進めていただきたいと思えます。

剣持委員 清水側から、東静岡駅周辺にという御提案があったわけですが、今事務局よりの提案で新庁舎については、確かに私も位置づけとして、東静岡周辺ということは理解しております。短期的、長期的にやはりこの事務所、これは特に財源、財政上の問題も出てこようかと思えます。静岡市役所も、あるいは清水市役所も、できてまだ非常に新しいし、また近代的な建物であると。機能的にもちゃんと確立されていると。そういうことを踏まえた中で、将来的に考えた場合、私は東静岡駅でいいと思えますが、現状、やはりそういう財政的に今非常に厳しいことを考えあわせると、それも無理であろうと、私は思えます。

したがって、支所という機能もありますので、当分の間、できるならば経済的にロスの少ない形で、静岡市役所に一応庁舎を置くと。当分の間。しかし東静岡に将来、そういう庁舎をつくっていくという形が一番、両市民に御理解がいただけるじゃないかなって、私は思えます。以上です。

太田委員 ただいまの御意見ですと、清水市民の御理解は得られないと思えます。それは、私もやはり政令指定都市に向けまして、そしてやはり都市のイメージアップということ、それから政令指定都市となって、新しい市を両方でつくっていくんだよという、そういう市民の気構えができるようにするためにも、どうしてもやはり、どんな小さくても、それこそどこかの借家でもいいですから、この事務所の位置というのは、東静岡に決定しておくべきだと思います。

それで両方の市庁舎は、確かに新しいですから、まだ十分に有効活用できますので、それは静岡側も、清水側も十分にこの市役所は活用していく。でも、その中枢機能、管理機能だけは、東静岡に置くべきだと思います。

議長 ちょっとごめんなさい。一応きょうの予定時間は4時というふうに思っておりましたが、議論がいろいろありまして、時間が少したっておりますけれども、もう少し延長をさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

岩ヶ谷委員 ただいま本庁の場所を東静岡駅周辺という話が出まして、私も結果的にはこれに賛成でございます。しかし、今この時期に庁舎を建てる、建てないの問題になりますと、非常にお金のかかることでございますし、市民からは、これからリストラとか、そういう部分でもって苦労されている時期ですから、本庁はできれば静岡に置いていただいて、やがてそういう時期ができたときには、新しい東静岡駅周辺にということを考えております。

私自身は、議会の問題はどうかということになりますけれども、私、先ほど話がありましたけれども、議会につきましては、今、徳川三代の葵博をやっておりますけれども、あそこの中の建物を、例えば改造するとか、何かそういうものでも、一時的なものだったらいいじゃないかというふうにも思うことでございます。

それで議員定数の問題もでございますので、その定数、今、静岡市役所の中の議場では、とても皆さん一緒になって入るわけにもまいりませんし、そうかと言って清水の方に静岡の議員が流れ込むわけにもまいりませんでしょうし、私はその部分から考えますと、議会、議場だけは新しいところをつくるにしても、その東静岡駅周辺につくるということでもって、よろしいかというふうに思います。

それから土地利用の計画でございますけれども、もともとの東静岡のところに、一部NTTに売却するということがありますけれども、結果的にはまだまだ広い部分がありますので、私は東静岡駅周辺に新しい庁舎をつくることについて、決して異論は申しませんし、賛成でございます。以上でございます。

望月委員 1期目に「都」のデザイン部会の部会長をさせていただきまして、取りまとめの時期に短期、中期、長期というのがあったときに、庁舎は短期に位置づけられておりました。

それからもう1つは、これはやっぱり静岡市の委員さんの気持ちの世界に、やっぱりずれがあるなっていう感じをしてしようがないんですけれども、1つはランドデザインを、どうそこを位置づけて、それを確実に実行していくかというときの、短期、中期、長期っていうのが背景にあるっていうことを、しっかり理解してくれなきゃ困るということが1つあります。

もう1つは、合併をして、対等合併をするんだというときに、お互いが出会って、そこで新しい中心をつくらうという議論がされてきました。そうして見ていきますと、現実的には、やはりこれから期日を決めたときには、期日のときには庁舎ができています。そこで皆さんで、やっぱり新しいまちづくりの部分の建設について、いろいろ議論し進めていくという意味でも、期日に間に合うぐらいの庁舎をつくっていくという、その心構えがなければ、新しいまちを一緒になってやろうという、そういう意味での精神が備わってこない。

そういう意味も含めまして、この「都」のデザイン部会での庁舎の位置づけについては、そういう議論をしながら短期の中で議論してますし、またでき得れば期日の中で、それが

きちっと庁舎がおさまって、いわゆる中枢部門でありますけれども、それだけの新市グラウンドデザインの意味合いを持って議論してきたということを、まず念頭に置いていただかなければならない。そんな意味でも、この庁舎の問題については、東静岡駅に期日までに間に合うようなことでの努力をして、そして進めていくということが、大事ではないかというように思います。

織田委員 私も築く「都」のデザイン部会に所属をしておりました関係で、意見を述べさせていただきますが、新市の庁舎については東静岡というのは、短期となっておりますのは事実でございます。

今、望月当時部会長から、その期日に間に合うようなというお話もございましたけれども、もし新市の庁舎をつくるのであれば、これは新市がつくるわけですよ。静岡と清水がお金を出し合ってつくるわけじゃないわけです。ですから事前につくるというのは、財政的に無理があるかというように思いますし、財政的な国の支援だとか、そういうものの措置を、特例を生かそうという今回の合併、特例の期日等々もございませけれども、先ほど 15 年の 4 月 1 日というようなこともございましたので、その後短期的に目標を決めて、その目標をきちっと建設計画に入れて、庁舎の位置とか、規模については決定をするというのが、市民が求める姿であろうというように思います。

その一方で、その規模等につきましては、そんな今さら大きな庁舎を求めている方はいらっしゃらないと思いますし、市民の皆さんも、そんなに庁舎に莫大な費用をかけるというようなことは、望んでいないかというように思います。それよりもむしろ、もっともって我々の生活であるだとか、福祉であるだとか、教育であるだとかという部分に、行政費用を費やしていただきたいという声の方が大きいかのように、私は聞いておりますので、いずれにしても、グラウンドデザインの意向を重視をするということになれば、建設計画にきちっとした目標年次等々を入れる、規模等を入れることは重要だというふうに思いますけれども、庁舎がなくては、この合併論が進まないというような議論は、決してしていただきたくないなというふうに思います。

佐野委員 佐野です。3つの問題点というのを、少し述べさせていただきたいというふうに思うんですけれども、1つは、静岡市の庁舎というのは 1986 年ですから、今から 14 年前なんです。そのときに 142 億円かけて、今の庁舎をつくりました。人口 100 万人に対応した庁舎というふうなことで、そのキャパシティを決めたわけですし、83 年 6 月だそうですね、清水市が 85 億 8,000 万円で、今の庁舎を建設をされたというふうに思います。そのときがどういう人口規模と、どういう行政能力を想定して決めたのか、私はつまびらかには知りませんが、そういうものとして、つまりその当時借金をする、あるいは預金を取り崩す、あるいは一般財源から投入をするというふうなことをして、市民に負託をいたしまして、そして庁舎をつくったわけですね。

それから静岡の場合には 14 年ですから、今、非常にこういう財政状態のときに、このことを提起をするということの困難さというのはあるだろうというふうに思います。県ほ

どひどい財政状況ではありませんけれども、それにいたしましても、静岡市も清水市も大分、このところ厳しい状況になっておりますし、合併協の2年間の議論をしている間にも、例えばランドデザインをつくってから以降もそうなのですけれども、非常に経済は上向くどころか、まだ下がっていくのかというのが、市民感情としてもありますし、また各種データもそういうふうなことが出ておりますので、そういう中で、その合併のときに、あそこが先ほどこっちとどうかなというふうな御意見ありましたけれども、その担保としてとかというふうなことが、大分市民の気持ちとは離れているのではないのかなというふうに、私は感じます。

あの東静岡地区をこれからどういうふうにしていくのかという問題につきましても、それを購入した当時は、そうではなかったけれども、その過程の中で、私たちもそうなんですけれども、多くの市民の中で、やはりそのことは今後の課題にもなってくるだろうというふうに思います。これが2つ目の問題です。

もう1つは、先ほどこっちとお話をいたしましたけれども、静岡市が第八次総合計画をつくりましたときには、もう既に東静岡の問題というのは、跡地を購入しておりましたから入っておりました。あそこをどういうまちにつくっていくのか。それぞれのまちは、それぞれのまちづくりなり、都市の基盤、あるいは土地利用計画というものを立ててやっていると思うのです。

清水市が来年春、議決をいたしまして、基本構想をつくります10年計画の中に、整合性があるのかどうかというのは、私は今もまだそのことを私が言及することは、先ほども言いましたように、非常に越権的な思いがするものですから、大変言いにくいのですが、それでも合併協で語られる内容で、あそこを真ん中にするということと、清水市が今、市民の皆さんの英知を集めてつくろうとしている総合計画の中に、今の庁舎の位置から、あの位置としたら大分距離があると思いますね。

そういう中で、清水市さんのこれからのまちづくりの姿、この基本計画の中に出されるまちづくりの姿と、今おっしゃっていらっしゃる東静岡に持っていった方が、市民的合意が得られるということの間に、どうも私は理解がしづらいんですね。そのあたりが非常に不分明なところがたくさんありますので、当然建物を建てるということは、市民サービスの向上ということよりは、税金の使い道という点で、市民は非常に関心を持っておりますので、今このことを、そこが何でも必要なのだというふうに議論を持っていってしまうのは、大変乱暴だというふうに思います。以上です。

望月委員 織田委員さんから、同じ部会の中で議論をして、短期だということを理解いただけただけでも、大変ありがたいのですが、いずれにしてもこの合併問題につきましても、ある部分ではむだ遣いというような議論がされているようなことがありますけれども、決してむだとかということよりも、対等合併をして、新しい中心なり、へそをつくっていく。そんなときに、その証として必要なんだということも、やっぱりそういう視点でも、まちづくりの中でとらえていただかないと、仮にこっちにあるから、こっちを

使えばいいんだとかという視点よりも、合併をして、対等合併をして、新しいまちを築こうというところに、もっと視点を置いていただかないといけない。

そのためには、もう最優先課題で、これは取り組まなければいけない。中味の問題については、十分議論しなければいけないし、それが市民に理解できるようなものをつくっていかねばいけないというように思いますので、その辺だけはぜひ御理解をいただきたいし、またそこがなぜそういうふうになってきたという中には、この「都」のデザイン部会でも、それぞれ1つの拠点としての位置づけがされてきておりますし、交通の拠点化をしていくんだとか、あるいは国、県の事務機関をこっちに移行させていくとか、移転の要請をしていくんだとか、いろいろな議論をしてきた中で、この庁舎の問題も位置づけがされているということを、ぜひ理解していった中で、こういう結果が出たし、それはやっぱり合併の証としてあらわしていくことが大事だということを、ぜひ御理解をお願いしたいというように思います。

小澤委員 今のお話を伺ったんですけれども、議員さんだから、そう言うのかなと思って聞いていたんですが、庁舎を先につくる、つくるという話なんです、一応東静岡にというのは決まっているわけですので、暫定的に、どちらかと言えば大きい方の庁舎に暫定的に事務所を置くんだったら、静岡市の庁舎にしておいて、そして実際につくるのは一番最後でいいと思うんですよね。それよりも先に市民に影響のあるもの、福祉の関係とか、そういうものを先にやっていただいて、それで議員さんが議論する場所は、一番最後でいいじゃないかと思うんですよ、つくるのは、決めるのは決めておいて。そういうふうに順番を逆に考えてほしいと思います。以上です。

望月委員 決して福祉とか、教育をむだにするとかということ、私は言っているわけじゃなくて、これについてまちづくり、お互いのまちが一緒になって、お互いが対等合併していこう。まちづくりに、どういう気持ちがそこに備わっているのが大事か、そういう気持ちの中で結果を出した。ですから、それは短期的にその証を出そうというような精神があるということをお願いして、福祉を忘れたとか、教育を忘れたという議論ではないということだけはぜひ、そうした中で私は議論をさせていただいているということで、よろしくお願いします。

議長 この点については、1期協議のことを少し振り返ってみますと、いろいろな御議論があった中で、新しい都市というものをどういうふうなイメージの中で、どこにというふうなことがあって、目指す方向として、一つは政令都市を目指すというふうな考え方があるように思います。

それから、新しい都市のイメージを、やっぱりつくっていくというふうなことがあります。しかし、むだはできるだけ避けたい。そういったようなことで、最小必要限度の機能を前提として、東静岡というふうなことに、グランドデザインでは定められてきていたような感じがいたします。

その辺を前提にして、ただそれが直ちに実現できるのか、時間がかかるのか、この辺は

方向は方向として置いて、新市の建設計画などの中で、それがいかに早く実現できるのか、具体化できるのかというところら辺に絞られるのじゃないかというふうに思っておりますが、そんなところら辺だけ確認いただければ、新市の建設計画を立てていくことが可能になると、このように思います。

例えば、今の静岡の市役所、あるいは清水の市役所においても、これが政令都市ということになるとすれば、例えば支所というふうなことなどもあり得るということですが、そうでないとすれば、また別な議論になってしまいます。こんなようなこともありまして、いずれにしても目指す方向と、その辺のところが出てくるように思うのですが、やっぱり清水側の思っているのは、さっき言われたような人たちからは相当強く出されて、静岡の人たちもそのことを受けて、最小必要限度の機能を前提にして、東静岡にというふうなことになって、ああいったランドデザインができた。そういった経過もあると思うので、その辺を改めて確認をしていただいて、進んでいったらというふうに思います。

吉岡委員 清水の吉岡です。1期の委員に入っていないものですから、白紙の立場で少しお話をさせていただきたいと思うのですが、私はランドデザインを見たときに、何でこの新庁舎、立派なやつが二つもあるのに、東静岡駅につくるのかなと。あるいは、新幹線をとめる駅もあそこにつくるという、そのランドデザインを見て、実はびっくりしたわけです。皆さんに聞きましたら、いや、決まれば後はどうにでもなるという考え方も、一つはあるんじゃないかと。どうにもなるということは、つぶすことができるということではないかという話も、漏れ聞いていたわけですが、そういうふうな話が、やっぱり本当だったのかなというふうに思うんですね。

私自身の考え方でありますが、私は新庁舎なんか要らないと。議員定数の問題が今ありましたけれども、今の静岡市役所が大きいわけですから、あの議場に入るだけの定員にすればいいわけでごさいます、さっきの議員特例法の話もそうですけれども、そこからやり話もきちんと詰めていかなければいけないじゃないかなと。それが市民の皆さんにとって、やはりそこまで議員の皆さんも考えていくんだしたら、これは本気だというふうに、私は受けとめられるんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから私、これ個人の意見ですが、議員定数も今の静岡市役所の中に入れる定数に定めて、そして新庁舎はつくらないと。そこに投資するお金を清水駅に投下すると。清水駅周辺に投下すると。港と駅をリンクさせたまちづくりをします。こういうことであれば、私は清水市の人たちも、あるいは新市になったときも、これはすばらしいまちができるんじゃないかなというふうに思うんですね。1期の皆さんには、ルール違反だと怒られるかもしれませんが、しかし現実問題、もうそういうふうな形で、ランドデザインが変更し始めているということは、ちょっとやはり心配になるものですから。以上です。

それからもう一つ、先ほどの大方の賛同ですが、大方の賛同というのは、どこを指して大方の賛同かということは、どこかではっきりしていただきたいというふうに思



うんです。9割だったら大方の賛同なのか、8割なのか、7割なのか、そのあたりも、きょうとは言いませんけれども、どこかではっきりしていただきたいと思います。以上です。

議長 今回のグランドデザインの問題については、私の認識ではいろいろ皆さんで部会も開いて協議をしていただいて、この協議会でも議論をした上で決定をし、市民の人たちにもこれを示して、各地区での説明会も行って、全戸にそのグランドデザインも示して、その上でこういう方向でというふうなことで、2期協議に進むというふうな結論を得てきたというふうに、私自身は認識をしております。

したがってグランドデザインというのは、やっぱりそれなりに尊重されるべきものであるというふうには思いますが、今後の例えば、新市の建設計画などの検討の中で、非常に無理があるとか、もっとよりよい方法があるとか、そういったようなことがあれば、これを否定するというのではないというふうに思いますが、やはり原則的にはグランドデザインというものを尊重しながら、新市の建設計画を策定をして、そしてその中でまた再度問題があれば、この場にフィードバックをして検討してもらおうと、こういったことになるのではないかなというふうに思っています。

鈴木委員 どうも静岡の意見が誤解をされているようなのですが、望月さんも第1期の途中で、清水市の総意として提案をされました。私も静岡も、清水市の皆さんが、私は本当に東静岡駅周辺でいいのかなという意見を申し上げました。私がもし清水市民だったら草薙って言うのになと思いましたが、東静岡だということで、位置の確認はもうされているわけでありますので、ただその先に踏み込んで、庁舎の問題だとか、金がないので、ああだ、こうだという話がありましたけれども、それは今後の問題として考えればいいことであって、位置はグランドデザインに掲げたように、東静岡で私はいいなと。

ですから誤解があっちゃいけないと思うんですよ。それを反対しているわけじゃなくて、今当面の問題として考えると、その庁舎をすぐつくるのが、いいのかどうかという議論まで入っていきましてけれども、位置の問題については、議長さんがおっしゃったように、もうグランドデザインで確認をされている。静岡も納得している。総意で決めたことですから、位置はそれで私はいいと思うんです。誤解がないように。

村上委員 商工会議所の村上でございます。今、鈴木委員さんが清水側の一致でというふうにおっしゃいましたが、今年の東静岡駅のところの。念のため申し上げておりますが、商工会議所は入っておりませんので、一応御確認ください。

ただし、商工会議所としては、これはやっぱり非常に大きい見地に立って決めるべき問題ですから、今すぐどうのこうのという問題では、やっぱりないと思います。したがって、とりあえずのところ、私はやっぱり静岡に事務所を置くということでよろしいと思います。清水はとりあえず支所になるということでよろしいと思いますが、議会が、前年の取り決めによりますと、グランドデザインでは議会程度が東静岡駅のところに動くというお話があります。

東静岡駅に、議会だけ動かすということは、これは経費のむだなように見えますが、私

はそれなりに意味があることだというふうに考えます。と言いますのは、議会と役所が余りに近いと、私の知っている限りでは、必ずしも職員さんと議員さんの間に芳しい関係が生まれません。行政府に対して、議会というのは立法府という、はっきりした役目が与えられているわけですから、立法府は立法府でやはり毅然と独立しなくてはいけないと思うんですね。

そういう意味で、私は議会は行政府とは別のところにつくるべきだというふうに思います。その方が独立した、いわば議員立法が本当にできるんじゃないかと。今の状態ですと、なかなか議員立法ができない。それはやはり職員さんに、悪く言えばコントロールされている、そういう状態にやっぱりならざるを得ない。それを独立して議員立法をみずからの力でつくっていただくためには、議会は離れていた方がいいというふうに思います。以上です。

井上委員 今、まとめてくださいというふうに申し上げるつもりです。

ともかくグランドデザインというものができておりますので、それを大きくずらさないように、それを尊重しながら、先ほど議長がお話しいただいたように、ぜひ進めていってほしいこと。

それから、次の項目に入ります部会のところ、もむ部会が多分あるんじゃないかなと思いますので、そちらでもまたいろいろ議論させてもらって、進めていただければよろしいかと思っておりますので、進行してください。

議長 ありがとうございます。時間の関係もございますが、時間で切っちゃうっていうのはよくないことだと思いますが、このことはまだ引き続きというふうなことにさせていただいて、きょうはこの辺でということにさせていただきたいと思っております。

それで次回には、建設計画についての基本的なものの考え方を議論をして、そして部会設置というふうな方向に進むのではないかと、このように考えております。その上で、今お話があった新市の事務所などの問題についても、その部会へお願いする上で、基本的な考え方を出した上で、部会にお願いをしていかなければならないというふうなことになるので、引き続き今のような御意見を踏まえて、また引き続き議論をお願いしたいというふうに思います。

その上で、部会設置というふうな考え方も当然出てくるというふうに思っていて、事務局でも、皆さんのところのお手元に、一応事務局の案もつくってあり、まだ全然説明もしてございませんし、それでいいということでもありませんが、皆さんも部会ということについて、大体幾つくらいの部会をつくるのか、こんなことでどうだとかということがありますので、一応お考えになっていただいております。次回あたりにその辺のことも御議論をいただけたらというふうに思って、きょうの議論をこの辺で一応おさめたいというふうに思っております。

その上で、前回ちょっと宿題になっておりました政令都市の問題についてだけ、少し御報告をさせていただきたいと思っております。事務局の方で、まずお願いします。

## 政令指定都市問題協議の進め方

事務局 それでは政令指定都市問題につきましては、資料の 16 ページをお願いしたいと思います。

第 14 回、第 15 回協議会におきまして、何人かの委員から協議会の協議事項として取り上げるよう発言がございました。今回、事務局からこの問題につきまして、どのような組織、方法で扱うべきかについて、第 16 回協議会で、その考え方を案として提出することにしておりました。そこで当合併協議会では、将来、政令指定都市への移行も展望することが確認されていることから、政令指定都市を実現させるための方策の立案と、活動の方法等を検討するための別組織を設置することを提案させていただきたいと思います。

これは、柔軟な議論、あるいは運動を展開するためには、静岡、清水 2 市の合併協議会が行うのではなく、別組織において検討することの方が、1 つには政令指定都市制度の市民への周知、それから政令指定都市実現に向けた活動、さらには政令指定都市実現に向けた周辺市町村への働きかけ、その他政令指定都市実現に向けた活動という、より広い範囲の活動ができるのではないかとこの考えに立つものでございます。

よろしく御協議をお願いしたいと思います。

議長 前回のこの協議会のときに、政令都市問題が前提ないしは条件となるべきではないかというふうな御意見もあり、これについての御協議をお願いした結果として、これはこの問題として、この協議会はあくまでも静岡・清水の合併協議会であるというふうなことに於いて、この問題と分けて考えるべきだということに於いて、次回に事務局の方で検討させていただくというふうなことにさせていただきました。

その中で今事務局からお話をさせていただいたように、別な組織を検討して、その組織でもって、この政令都市問題を両市協力して検討を進めていくという形にさせていただくというふうなことでお願いをしたいということでしたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは政令都市問題については、両市で協議をして、別組織を検討した上で、この問題に取り組むことというふうにさせていただきます。もとよりこれは市だけの問題じゃなくて、経済界、その他、いろんな団体にもお話をさせていただきながら進めていかなければならないと、このような問題だというふうに認識をしておりますので、よろしくお話をさせていただきます。

それでは、時間の方も大分オーバーしてしまっただけで申しわけないと思いますが、この辺で一応きょうの協議会を区切りとさせていただき、きょうの決定確認事項について、改めてもう一度確認をさせていただきたいと、このように思います。

いろいろ皆さんに御議論をいただきましたが、仮の合併期日については 15 年の 4 月 1 日とするというふうなことで、御確認をいただいたということでございます。

それから新市の名称について、公募方式等のいろいろな御意見がありましたが、これについて事務局の方で、それぞれのいろいろな問題点や、メリット、デメリットなどを検討

させていただいて、また皆さんにお示しをして、継続して御協議をいただくと、このようにさせていただく。

それから新しい事務所の位置についても、いろいろと御意見をいただきましたが、次回にさらに検討を深め、新市の建設計画などに反映をしていくことを前提として、部会設置などを検討しながら、次回の協議に委ねると、このようにさせていただきたいということでございます。

それから政令都市問題については、今申し上げましたように、別組織でこれらに対応していくというふうなこと、以上を御確認いただきたいと思います。

以上で、本日の協議会を閉会させていただきます。済みません。ちょっと待ってください。大多和委員さんの方で、何か御意見があるようです。

その他

大多和委員 あらかじめいただいた資料で、きょうも入っていますが、14 ページの資料を見ていただきたいのですが、きょうの議案、案件になっておりますのが、部会の設置も予定になっておりましたので、今これは今回はおやりにならないということですので、14 ページの末尾にある、各委員の 11 月 24 日までに希望部会を出せという日程を、どうするのだけ確認させてください。このままとりあえず仮置きで、この決定はしていないけれども、この部会名で 24 日までに委員は、希望部会を出すのか、期日を延ばすのか、そこだけはっきりしていただけますか。

議長 失礼しました。部会設置がまだ正式に決定しておりませんので、この期日の問題については、これは一応なしということにさせていただいて、次回、この部会設置を確認した上で正式に決めるということですので、事務局からこんなふうな考え方があるということ、あらかじめ知っておいていただくという資料としてお持ちいただきたいと、このように御理解をいただきたいと思います。

それではどうもありがとうございました。

事務局 事務局からお知らせさせていただきますが、次回の日程でございますけれども、12 月の 22 日金曜日になりますが、午後 1 時 30 分から、会場を静岡に移しまして、ホテルアソシアにて開催を予定いたしております。よろしく願いいたします。